

臨床心理分野専門職大学院  
令和6年度認証評価報告書

令和7(2025)年3月28日  
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会



はじめに

## 令和6年度における臨床心理分野専門職大学院の認証評価報告

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、昭和63(1988)年3月に創設以来、我が国における臨床心理学的諸実践の進歩と正当な社会的適用に資するために、臨床心理士の資格認定、国内における心理臨床活動の充実と向上のための事業とともに、臨床心理士を養成するための大学院教育の充実、発展に寄与すべく事業を展開しております。平成21(2009)年9月には臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、認証評価を実施してまいりました。

令和6年度においては、九州大学大学院の第4回目の認証評価を実施いたしました。当該大学院は第3回目の認証評価で適合と認定された後も着実な展開が続けられ、現代社会における心の問題の複雑化、多様化に対応できる理論と実務を架橋する高度専門職業人としての専門性を備えた臨床心理士を養成する教育課程として、今回も当協会が定める評価基準に適合している結論を得られたことは、誠にご同慶の至りです。

ここに、令和6年度認証評価結果をご報告いたします。臨床心理分野専門職大学院の教育研究活動等が、広く国民の皆様のご理解とご支持が得られることを期待しております。

最後になりましたが、この場をお借りして、令和6年度の認証評価事業にお力添えをいただきました関連委員の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼申し上げます。

令和7年3月28日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

専務理事 藤原勝紀

## 目 次

はじめに .....	i
目次 .....	ii
I 令和6(2024)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について	
1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的 .....	1
2 令和6年度専門職大学院の認証評価への申請校 .....	1
3 認証評価を担当する組織と体制 .....	2
4 認証評価の経過の概要 .....	4
5 認証評価の結果の概要 .....	5
6 年次報告書 .....	6
7 認証評価の実施体制の整備 .....	6
II 申請大学院に対する認証評価の結果	
1 九州大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果 .....	7
III 資料	
1 九州大学大学院の現況及び特徴 .....	41
2 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱 .....	44
3 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則 .....	94
4 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程 .....	99
5 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程 .....	101
6 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程 .....	104
7 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程 .....	106
8 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則 .....	108

## I 令和6(2024)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について

### 1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的

平成17年4月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院の設置が始まった。質の高い心の専門家の養成を進めるためには、大学院設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、平成21年9月4日付で臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣から認可を受けた。本協会が実施する認証評価の目的は、次のとおりである。

本協会が、大学院からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、本協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

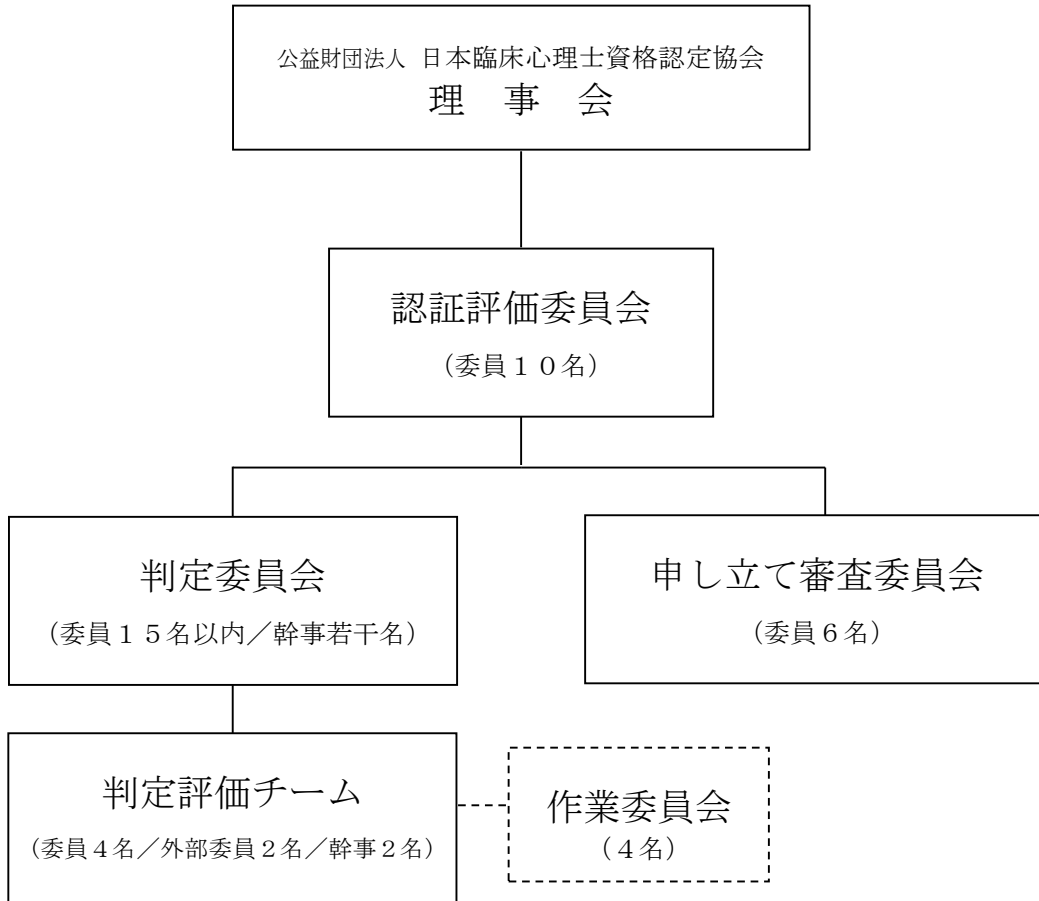
### 2 令和6年度専門職大学院の認証評価への申請校

令和6年度専門職大学院の認証評価の申請校は、以下の1大学院であった。

国立大学法人 九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）

### 3 認証評価を担当する組織と体制（令和6年4月1日時点）

本協会は、認証評価委員会、判定委員会（判定評価チーム）、申し立て審査委員会を設け、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を実施している。



(1) 認証評価委員会委員（定数10名/現在数10名） ◎委員長（1名） ○副委員長（2名）

- ◎ 藤原 勝紀（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・専務理事/京都大学・名誉教授）
- 田畑 治（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・顧問/名古屋大学・名誉教授）
- 結城 章夫（学校法人富澤学園・理事長/山形大学・名誉教授）
- 大野 博之（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・常務理事/九州大学・名誉教授）
- 久保 千春（中村学園大学・学長）
- 鶴 光代（淑徳大学・客員教授/秋田大学・名誉教授）
- 藤岡 一郎（京都産業大学・名誉教授）
- 村瀬嘉代子（一般財団法人日本心理研修センター・前理事長/大正大学・名誉教授）
- 山下 一夫（鳴門教育大学・参与）
- 山中 康裕（京都ヘルメス研究所・所長/京都大学・名誉教授）

(2) 判定委員会委員 (定数 15 名以内/現在数 13 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (2 名)

- ◎ 名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 西井 克泰 (武庫川女子大学・名誉教授)
- 恒吉 徹三 (山口大学・教授)
- 石田 陽彦 (関西大学大学院・教授)
- 伊藤 良子 (京都大学・名誉教授)
- 卯月 研次 (甲南女子大学・教授)
- 岡本 淳子 (元立正大学・教授)
- 奇 恵英 (福岡女学院大学・教授)
- 小山 充道 (恵み野臨床心理室 室長)
- 高石 恭子 (甲南大学・教授)
- 高橋 悟 (島根大学・教授)
- 横山 恭子 (上智大学・教授)
- 吉川 眞理 (学習院大学・教授)

幹事

- 辻河 昌登 (帝塚山学院大学・教授)
- 井芹 聖文 (就実大学・准教授)

(3) 申し立て審査委員会委員 (定数 6 名/現在数 6 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (1 名)

- ◎ 蔭山 英順 (名古屋大学・名誉教授/日本福祉大学・名誉教授)
- 岡田 康伸 (京都大学・名誉教授)
- 鵜養 美昭 (日本女子大学・名誉教授)
- 生地 新 (北里大学大学院・教授)
- 小谷 英文 (PAS 心理教育研究所・理事長/国際基督教大学・名誉教授)
- 深津 千賀子 (大妻女子大学 名誉教授)

(4) 判定評価チーム (定数 6 名/現在数 6 名) ◎主査 (1 名) ○副査 (1 名)

- ◎ 名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 吉川 眞理 (学習院大学 教授)
- 石田 陽彦 (関西大学大学院・教授)
- 高石 恭子 (甲南大学・教授)
- 前田 正 (常葉大学大学院 教授) ※外部委員
- 吉村 雅世 (東京保護観察所 保護観察官) ※外部委員

(5) 作業委員会

- 名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 吉川 眞理 (学習院大学 教授)
- 辻河 昌登 (帝塚山学院大学・教授)
- 井芹 聖文 (就実大学・准教授)

#### 4 認証評価の経過の概要

- (1) 認証評価申請の案内〔令和5(2023)年8月22日〕  
令和6年度を評価実施年度とする九州大学大学院に対して、申請の案内を送付した。
- (2) 専門職大学院に対する認証評価に関する説明会〔令和5(2023)年9月19日〕  
令和6年度に認証評価を予定している九州大学大学院を対象に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等について説明会を行った。
- (3) 認証評価申請書の受理〔令和5(2023)年9月20日〕  
九州大学大学院より認証評価申請書の提出があり、その申請を受理し、認証評価に着手した。
- (4) 判定評価チーム委員の研修会〔令和6(2024)年5月12日〕  
判定評価チーム委員及び幹事を対象に、関連資料を送付し、評価基準、認証評価に関わる手続規則等に加え、過年度の認証評価作業の実績をもとにした書類審査、訪問調査等の実際的な研修を行った。
- (5) 自己点検評価報告書の提出〔令和6(2024)年6月17日〕  
九州大学大学院より自己点検評価報告書、大学院基礎データ等が提出された。
- (6) 事前確認事項一覧表の送付〔令和6(2024)年8月16日〕  
九州大学大学院へ、事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を送付した。
- (7) 事前確認事項回答書の提出〔令和6(2024)年9月5日〕  
九州大学大学院より、事前確認事項一覧表に対する回答書が提出された。
- (8) 認証評価に関わるヒアリング〔令和6(2024)年9月18日〕  
自己点検評価報告書及び事前確認事項について、九州大学大学院のヒアリングを行った。
- (9) 訪問調査〔令和6(2024)年10月22日〕  
判定評価チーム委員、幹事及び協会事務局担当職員により、九州大学大学院の訪問調査を実施した。
- (10) 認証評価報告書（一次案）の送付〔令和6(2024)年11月29日〕  
判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）を、九州大学大学院へ送付した。
- (11) 認証評価報告書（一次案）への意見の提出〔令和6(2024)年12月19日〕  
九州大学大学院より、認証評価報告書（一次案）への意見が提出された。
- (12) 認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔令和7(2025)年1月17日〕  
判定評価チームは、九州大学大学院の意見を参考に、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。



(13) 認証評価報告書（案）の作成と提出〔令和7(2025)年2月12日〕

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、九州大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。

(14) 認証評価報告書の作成と提出〔令和7(2025)年2月26日〕

認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、九州大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

(15) 認証評価報告書の決定〔令和7(2025)年3月8日〕

第179回理事会において、認証評価委員会から提出された九州大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。

(16) 認証評価報告書の送付と確定〔令和7(2025)年3月26日〕

九州大学大学院へ令和7年3月12日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

(17) 認証評価報告書の公表〔令和7(2025)年3月28日〕

九州大学大学院の認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告するとともに、協会ウェブサイトに掲載し公表した。

(18) 認定証の送付〔令和7(2025)年3月28日〕

九州大学大学院へ適格認定証を送付した。

## 5 認証評価の結果の概要

令和6年度に申請のあった下記の臨床心理分野専門職大学院について審査した結果、当該大学院は本協会が定める評価基準に適合していると認定した。なお、認定の期間は、令和12年3月31日までとする。

(1) 認証評価の結果、評価基準に適合していると認定した大学院・専攻

国立大学法人 九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）

(2) 適合していると認定した大学院に対する提言

適合していると認定された大学院へ、専門職大学院として一層の改善を図り充実させるために、「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言を行うことがある。「勧告」、「改善が望ましい点」を付された大学院は、それぞれの指摘についてどのように改善したかを取りまとめ、年次報告書へ記載して報告しなければならない。

なお、「要望事項」は、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示するものである。

## 6 年次報告書

大学院は、認証評価を受けた翌年度から毎年5月1日現在の大学院の状況を5月末日までに報告しなければならない。報告書には、以下の事項を含めること。

- (1) 専任教員の氏名、職名、年齢、専門分野、臨床心理士資格の有無
- (2) 入学試験の状況（志願者数、合格者数、競争率等）
- (3) 学生の状況（1年生数、2年生数、留年者数、社会人数、留学生数等）
- (4) 認証評価を受けた後の重大な変更
- (5) 修了生の進路状況（就職先名称、常勤・非常勤の別、進学した大学院の名称等）
- (6) 改善が望ましいとされた事項への対処

## 7 認証評価の実施体制の整備

本協会は、臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、平成21年度1校、23年度3校、25年度1校、26年度1校、27年度1校、28年度3校、30年度1校、令和元年度1校、令和2年度1校、令和3年度3校、のべ16校の認証評価を実施してきた。これらの経験知をもとに見出された課題等を踏まえて、令和6年度に向けた実施体制を整備した。

### (1) 認証評価の実施体制の整備・強化

認証評価体制の充実を図るため、判定委員会委員の追加任用を行った。任用に当たっては、大学設置、教育課程等に造詣が深く臨床心理士養成に携わる教員、認証評価を受けた実績を持つ臨床心理分野専門職大学院の教員を念頭に配置した。

### (2) 認証評価を担当する委員の研修

認証評価を担当する関係者の研修を、その役割に応じて組織的に行った。

令和6年度認証評価の対象である九州大学大学院は、今回第4回目の認証評価となるため、特に判定評価チーム委員を対象として、令和元年度の認証評価結果、翌年度以降の年次報告書を踏まえた、より実質的な研修を行った。

## II 申請大学院に対する認証評価の結果

### 九州大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

#### 1 認証評価の結果

九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

#### 2 総評

九州大学の臨床心理分野の学部及び大学院は、日本で最初に附属の心理教育相談施設を開設した5大学院の一つとして出発し、以降、心理臨床の教育や臨床心理学の研究におけるパイオニアの役割を担って、新たな領域や独自性あるアプローチを開拓しつつ、教育、研究、実践を積み重ねてきた歴史と伝統をもっている。この歴史と伝統のもとで培われた九州大学臨床心理分野の学風、教育的風土が輩出した臨床心理分野における多数の研究者、教育者、実践家は、本分野におけるオピニオンリーダーとして、学術及び社会への大きな貢献を実現してきた。

こうした実績を基盤として、九州大学全体の組織改編により大学院組織としての人間環境学府が創設された折に、わが国初の臨床心理分野専門職大学院として、実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）が開設された。以来、この新たな高度専門職業人養成体制において、教育課程、臨床心理実習、学生支援、入学者選抜、教員組織などの整備に努め、その成果により平成21年度、平成26年度及び令和元年度実施の公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認証評価において、適合と認定された。平成30年度には伊都キャンパスへ移転し、広大な敷地、近代的で設備の整った校舎と施設を有する質の高い環境のもとで教育が展開されることとなった。「総合臨床心理センター」は「心理教育相談部門」と「子ども発達相談部門」、「生涯発達支援部門」を1階と2階に配置する形で独立棟に統合され、心理実践の拠点として地域貢献の役割を果たしてきている。また、教職員の尽力により実習に必要なケース数も維持され、着実に成果を積み重ねている。

前回認証評価時に期待された二つの方向の展開の可能性、すなわち、教育理念に示されるアジアの臨床心理実践研究の拠点としての機能と、伊都地区における地域連携の拠点としての機能に関しても、この5年間にわたり、優れた成果を上げてきたことが認められる。

平成30年度から開始された公認心理師養成カリキュラムと臨床心理士養成教育との創造的・生産的な協調、心理臨床実践教育の質の維持等の課題への取り組みも続けられている。前回の認証評価後、令和元年末からの世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、大学院教育と心理臨床活動を継続し、正常化後の状態回復に努め、今回令和6年度に4回目の認証評価を迎えるに至った。

今回の認証評価では、令和元年度の3回目の認証評価後、令和6年5月までの実績を対象

に、主として判定評価チームが「自己点検評価報告書」、「大学院基礎データ」、「事前確認事項回答書」及び令和2年度以降の「年次報告書」などの書類審査を行い、加えて九州大学大学院へのヒアリングと訪問調査を実施し、教育訓練、臨床及び研究活動の現状を把握する作業を進めた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基礎的な要件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。次回の評価については、令和12年3月31日までに受けるものとする。

なお、今回は「勧告」及び「改善が望ましい点」としての指摘はなかった。「要望事項」はさらに充実した教育実践及び教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。今後とも高い水準を維持しながら、さらなる向上を遂げられることを期待する。

### 3 章ごとの評価

#### 第1章 教育目的

##### (1) 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### (2) 優れた点

教育理念や教育目的を明確かつ多角的に定め、優れた教育成果を挙げている。臨床心理士資格試験の合格率が令和3年度修了生は100%、令和4年度修了生は94.4%と高い水準を達成している。また、修了生の常勤職への就職率が高く、実践家養成教育の高い成果が認められる。その他、ディベロップメント調査を実施し、教育の質の向上と改善に努めている。

##### (3) 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の教育理念や目的に沿いながら、着実に高水準の教育が行われており、成果を上げている。

##### (4) 根拠理由

###### 【項目1-1 教育目的】

###### 基準1-1-1

教育理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

人間環境学府の教育理念は「既存の複数のディシプリンを習得しながら」、「これらを統合する具体的方法として人間環境学という学問分野を創造するという『複眼的構造』とされている。その上で、当該専攻は教育理念として、臨床心理分野の高度専門職業人の養成に当たって「その業界でより高度の知識・技術を持つ指導的な役割を果たすことができる人材を輩出する」、「アジアをはじめ広く国内外で活躍が期待される人材を輩出する」という二つの理念を定めている。

教育目的として、「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を掲げ、より具体的に「医療・保健、教育、福祉、司法・矯正など多岐にわたる臨床心理活動領域に即応できる人材」、「生涯発達における様々な心理的援助レベルに対応できる人材」、「個別・集団レベル、ネットワーク・システムレベルなどいろいろな心理的援助の介入レベルで活躍できる人材」、「地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材」を挙げ、理論と実践、知識と技術のバランス、実習先の三大領域の確保、実務家による指導、人間に対する倫理観・道徳的能力の養成に留意した教育を目指している。

この目的は、専門職大学院設置基準第2条で定める目的及び学校教育法第99条に沿ったものとなっている。

**基準 1-1-2****教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。**

大学教職員に対しては、教員会議やFD委員会等の機会において教育の理念や目的の共有がなされており、学生に対しては、入学前はウェブサイトを通して、入学時はオリエンテーションや学生便覧等において周知が図られている。また、社会に対しては、ウェブサイト及びパンフレットにより公表されている。

**基準 1-1-3****目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。**

入学時、進級時、修了時に学生に対してディベロップメント調査を実施し、学業の進展状況やカリキュラム等への満足度の把握に努めている。令和3年修了時、令和4年修了時のカリキュラムに対する満足度は7件法で4.0と4.9、実習についての満足度は5.5と6.0であり、特に実習の満足度が高い。令和3年度入学生の入学時と修了時の比較では心理検査法の理解度は同じく7件法で2.4から3.3に、心理療法の理解度は3.2から3.6に増加している。

令和5年度の学外実習先からの実習態度評価の平均値は5件法で「医療」は4.6、「福祉」は4.5、「教育」は3.9の良好な得点を得ている。

学生の単位修得率は、令和4年度・令和5年度とも99%を超えている。ほとんどの学生がカリキュラムに定められた単位を優秀な成績で修め（S又はAが令和4年度95.0%、令和5年度98.2%）、専門職大学院としてふさわしい学力や能力を身につけて修了していることが報告されている。

臨床心理士資格試験の合格率は、令和4年度が100%、令和5年度が94.4%と高水準を維持しており、全国平均の65%前後を大きく上回っている。

修了後の進路は、令和3年度(26名)、4年度(27名)、5年度(34名)の修了生のうち、臨床心理職の常勤職(16名、23名、24名)、非常勤職(7名、0名、2名)であり、両者の合計を就職率とすると概ね80%前後(88%、85%、76%)の高水準である。博士後期課程への進学者は2名、3名、7名と一定数を維持している。

以上から、教育の効果や成果が上がっていることが進路決定状況や評価得点からも裏付けられており、当専攻の教育の理念及び目的が実現されていることが確認された。

ただし、学生からのヒアリングにおいては臨床心理士と公認心理師の専門性や具体的な職能の共通点や相違点について、知識や自覚をより確かなものにする余地が残っていることが確認された。

**(5) 改善が望ましい点**

特になし。

**(6) 要望事項**

①臨床心理士の専門性や職能等に関して、入学前、入学時、在学中の各段階において、より具体的かつ明確に理解できるよう、ガイダンスや授業、手引き類を通じた働きかけを拡充することが望まれる。

## 第2章 教育課程

### (1) 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

### (2) 優れた点

種々の臨床心理現場に即応できる実務家を養成するために、必修科目を演習・実習科目で構成し、選択科目として多様な科目を開設することによって、学生が多角的な視点を学びながら、専門的な臨床心理学の知識と技能を修得することができる教育課程を編成している。

### (3) 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や目的に沿って教育課程が編成され、教育内容も適切なものである。特に演習・実習科目を重視し、実際の事例をもとにした学習の機会を多く取り入れている。一部の科目においては、30名を超える学生数で授業が行われている状況にあるが、複数教員で実施する授業の設定や教育補助者(TA)の配置等により、学生が主体的に学べるよう工夫に努めている。

### (4) 根拠理由

#### 【項目2-1 教育内容】

##### 基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること(レベル1)。

教育課程は、実務家としての理論的・実践的知識を幅広く学修させるために系統的に編成されている。特に演習・実習科目を重視し、個別の臨床心理事例の理解に必要な知識や技能を修得することに加え、地域社会との連携や他機関との協働に関する視点を養うための実践的指導がなされている。そして、学生自身が担当した事例研究論文の執筆を通じて、対象者に臨床的に関わる際の倫理的素養、技術、責任感の涵養を促すよう努めている。

また、修了時まで研究論文2編の執筆と提出を課しており、そのうち1編は学生のキャリア形成の希望に応じて事例研究論文又は調査・実験研究論文から選択可能となっている。ただし、これら論文指導のプロセスについて、オリエンテーション資料中の行事日程表では一部不明瞭な記載となっている。



#### 基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

(1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

(2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

(3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

臨床心理学基本科目（「臨床心理学基幹科目群」12科目）、臨床心理展開科目（「臨床心理学展開科目群」9科目）、臨床心理応用・隣接科目（「臨床心理学基本科目群」30科目）として、計51科目が開設されている。

#### 基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル1）。

必修科目である臨床心理学基本科目（「臨床心理学基幹科目群」18単位）と臨床心理展開科目（「臨床心理学展開科目群」18単位）の36単位に加え、選択科目である臨床心理応用・隣接科目（「臨床心理学基本科目群」）60単位から10単位以上を選択し、それぞれ単位修得することを求めており、基準に適合している。開設単位数は96単位であり、必修科目をすべて演習・実習科目で構成し、充実した選択科目を設けることにより、学生のニーズに応えることが可能な教育課程となっている。また、学年進行に応じたカリキュラムを編成し、臨床基礎から臨床応用へと体系的に学修できるよう工夫されている。

#### 【項目 2-2 授業を行う学生数】

##### 基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル1）。

科目別の学生数は、令和5年度に開講された45科目中25科目において30名以下である。

当該専攻の定員が1学年30名であるため、実質的には30名以上で行われる授業科目もあるが、複数教員が同席しての指導、小グループでのディスカッションの導入、さらには前回認証評価時には活用されていなかったTAの配置により、双方向的、又は多方向的な教育を行えるよう工夫に努めている。

ただし、当該専攻とは別途に開設され、臨床心理士養成のための第1種指定を受けている人間共生システム専攻臨床心理学指導・研究コースの学生が履修している科目が、当該専攻の必修科目では「臨床心理査定学演習Ⅰ」及び「臨床心理査定学実習Ⅰ」の2科目、さらに選択科目では11科目の計13科目あり、うち7科目において履修者数が30名を超過している。これら当該授業科目の性質等を考慮すれば、関連する倫理教育を受けている他専攻の学生の履修を認めることは適切であると判断できるが、前々回及び前回の認証評価でも指摘されているように、適切な規模での教育を行えるよう引き続き検討が必要である。

### 【項目2-3 授業の方法】

#### 基準2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

特定の分野に偏ることなく授業科目が開設されており、実際の事例をもとにした学習の機会が多く取り入れられている。授業の方法としては、科目の性質に応じて複数教員が担当し、双方向的な討論、ロールプレイ、臨床現場における体験学習、臨床心理事例研究等を採用する等、臨床心理士として必要な能力を多面的に育成するための工夫が凝らされている。上述の通り、TAの配置もこれら教育の充実化に寄与している。

学外実習については、医療・保健、福祉、教育領域において多くの実習施設を用意するとともに、事前・中間・事後指導や教員と実習施設との緊密な連絡・連携によって適切な指導が行われている。実習先への移動時間や移動に伴う負担等にも配慮がなされている。

授業の教育目標、内容、方法、評価基準等はシラバスに記載し、オリエンテーション等で周知されている。しかし、ケースカンファレンスを行う授業について、学年・開講期によって「特論」「演習」「実習」と異なる名称がついた科目で行われており、学生へのヒアリングからも、科目名称と授業内容の対応関係がわかりにくいという意見が挙げられた。また、シラバスの記載内容について、当該専攻の教務委員を中心に校正・確認が行われているが、担当者によって教育目標、授業計画、及び評価方法の記載にばらつきがある。

## 【項目 2-4 履修科目登録単位数の上限】

### 基準 2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として 38 単位が上限とされていること（レベル 1）。

「九州大学大学院人間環境学府規則第 7 条第 2 項」において、学生が 1 年間に履修できる単位の上限が 40 単位と決められており、実際には学生の希望があった場合のみ 38 単位を超える履修を認めている。原則として 38 単位を上限とする本協会の基準を大きく逸脱するものではなく、令和 5 年度修了生の修了時修得単位数は 62～70 単位であること、同年度の学業成績では多くの学生が優れた成績評価を収めていること等を考慮すると、履修科目の学習が着実なものになっていると判断できる。

### （5）改善が望ましい点

特になし。

### （6）要望事項

①修了時まで提出する 2 編の研究論文について、学生が計画的に執筆活動に取り組むことができるよう、プロセスをわかりやすく周知されたい。

②他専攻の学生の履修を受け入れる影響を含め、適切な規模で授業が実施できるよう引き続き配慮されたい。

③授業科目名称と授業内容の対応関係を学生が理解しやすいように、シラバスの表記やオリエンテーションでの周知を工夫することが望まれる。

④シラバスにおける授業目標、授業計画、及び評価方法の記載について、担当者によるばらつきがないよう専攻として統一し、学生に周知することが望まれる。

### 第3章 臨床心理実習

#### (1) 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### (2) 優れた点

平成30年度に移転した学内実習施設は、部屋数、機能・用途、安全面、そして来談者に与える印象の面からも、きわめて配慮が行き届いている。当該大学院における心理臨床の発展の過程を反映した「心理教育相談部門」、「子ども発達相談部門」、「生涯発達支援部門」の3部門を1階と2階に配して、異なるアプローチを併存させつつ統合を具体化している点が特色となっている。また、3階にはカンファレンスルームや教員研究室等が設置されており、面接記録を書くスペースも確保されているなど、充実した施設となっている。相談室の業務、インテーク、ケースカンファレンスにおいては、学生が主体的・積極的に関与しており、臨床現場で将来的に指導的な役割を果たす人材を養成するといった教育理念に沿っている点も高く評価できる。修了生を中心に学外のスーパーヴァイザーが学生の指導を担っている点からは、これまで数多くの臨床心理士を輩出してきた実績がうかがえる。

#### (3) 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の教育理念や目的に沿って優れた施設で質の高い臨床心理実習が行われており、総合的に判断して適切なものである。

#### (4) 根拠理由

##### 【項目3-1 学内実習施設】

###### 基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な十分な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

平成30年度のキャンパス移転に伴い、従来からある三つの部門を「総合臨床心理センター」という一つの建物に統合し、1階を「子ども発達相談部門」、「生涯発達支援部門」、2階を「心理教育相談部門」として、それぞれに受付、待合室、事務室の他、面接室や遊戯療法室（プレイルーム）を設置している。1階には大小合わせてプレイルームが9室、相談室が3室、2階にはプレイルームが3室、面接室が8室、3階にはカンファレンス室と和室面接室があり、実習施設として十分な数と質の部屋を備えている。さらに、段差のない構造、廊下の手すり、エレベーター、多目的トイレ、床の保護マット等、バリアフリーへの配慮がなされている。また、日差しを多く取り入れており、木のぬくもりが感じられるデザインには落ち着いた雰囲気があり、静謐な面接環境が整えられているなど、来談者への様々な配慮がうかがえる。そして、各面接室には緊急時の通報システムを設置しており、受付やスタッフルームから遠く離れた面接室やプレイルーム内をPCのモニターで記録・確認できる体

制を取るなど、安全面の管理も十分になされている。相談室の運営を担う複数の学術研究員が週5日勤務の体制となり、学内実習施設における運営管理・指導の面で充実が図られた。

### 【項目3-2 学内臨床心理実習】

#### 基準3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

学内臨床心理実習としては、各部門でケース担当、電話受付、インテーク陪席を行っており、特に「子ども発達相談部門」では、チームを編成してインテークを行っている。2年次のケース担当数は一人あたり3～7ケース、平均5.1ケースであり、十分な件数が確保できている。倫理面では、各部門で相談員の職務や記録管理についてのオリエンテーションが行われており、そこでは「臨床心理士倫理綱領」並びに「臨床心理実習（学内・学外）における個人情報保護に関するガイドライン」を用いた指導がなされている。ケースカンファレンスは各部門で週に1回のペースで行われており、司会は学生が担当するなど、学生主体での運営が意識されている。また、授業外の研究会活動も行われており、そこでは指導教員から、カンファレンスで発表できなかったケースへの助言を受ける機会が提供されている。個人スーパーヴィジョンについては、学内の教員のみならず、「総合臨床心理センター」に登録されている学外のスーパーヴァイザーからもなされており、大学から費用の一部が補助されている。

### 【項目3-3 学外実習施設】

#### 基準3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

令和5年度では医療・保健領域で精神科病院等13カ所、教育領域は通級指導教室、適応指導教室等14カ所、福祉領域は児童相談所、児童養護施設等11カ所の学外実習施設があり、学生は3領域全てで実習を経験している。一つの実習先あたりの実習生は1～2名程度であり、教員と各実習先との打ち合わせが周到になされている。実習先には遠方の実習先も含まれているが、遠方の実習先と近場の実習先を組み合わせることで、学生にかかる時間的及び金銭的な負担の均衡化を図っている。

### 【項目 3-4 学外臨床心理実習】

#### 基準 3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

学外実習は、週1回、10日間、80時間の実習を行い、実習領域ごとに授業科目を設定して単位認定している。学生には「臨床心理学外実習の手引き」に基づいた事前指導がなされており、実習期間中には中間シェアリング、事後には実習終了報告会を開催するなど、適切で細やかな指導が行われている。評価に当たっては、これらの会への出席に加え、実習日誌、実習レポート、実習先評価を加味して総合的に行われている。

#### （5）改善が望ましい点

特になし。

#### （6）要望事項

①「子ども発達相談部門」及び「生涯発達支援部門」で行われているチーム編成でのインタークシステムは、学術研究員を中心とした教育効果の高い独自の工夫であるため、そのシステムのノウハウを今後を活用できるよう、文書化することが望まれる。

## 第4章 学生の支援体制

### (1) 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

### (2) 優れた点

学習支援、生活支援、キャリア支援等に関する各種オリエンテーションが丁寧に行われている。また、教員を中心に、事務職員や教育補助者（TA）等のスタッフ一同がさまざまな場面を通じて学生の状況等を把握し、適切な指導・支援を行うための体制が構築されている。

### (3) 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、学生が学習や実習に取り組める体制が整備されている。

### (4) 根拠理由

#### 【項目4-1 学習支援】

##### 基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

学務課による履修案内をはじめ、当該専攻独自で作成したオリエンテーション資料に基づき、詳細な履修指導が行われている。また、学内外の実習に関しても、オリエンテーションの実施に加え、時機に応じて実習経過を適切に把握することで、十分な指導・助言を行える体制が整備されている。

##### 基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

各学生に対して主指導教員1名及び副指導教員1名の指導体制が取られている。また、事例研究論文作成に当たっては、多様な教員からの指導を受けることができるよう配慮がなされている。オフィスアワーも設定され、適切な方法で学生に周知されている。

大学院生室は複数設けられている。それぞれ1室あたり2名の教員の指導学生が利用できるように運営され、ゼミや学年を越えて交流が図れるよう工夫されている。指導・助言を有効に機能させるための研修室や会議室も準備されている。

**基準 4-1-3**

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

学内実習施設である「総合臨床心理センター」には学術研究員が配置されている。また、博士後期課程の学生が一部の講義・演習科目のTAに雇用され、それぞれが教育補助者として学生への指導補助を行っている。

**基準 4-1-4**

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対策が講じられていること（レベル1）。

社会人入学者や留学生に対して、個別の履修指導や学習相談を通じて基礎学力を確認し、必要に応じて学部の授業の履修の機会を提供している。また、博士後期課程の学生がTAとして学習支援を行う体制を整える等、基礎学力を補う支援策を講じている。

**【項目 4-2 生活支援等】****基準 4-2-1**

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

経済的支援に関しては、日本学生支援機構の奨学金を中心に複数の貸与・給付型の奨学金制度が整備され、多数の学生に利用されている。

修学・生活等の支援に関しては、「キャンパスライフ・健康支援センター」、「ハラスメント相談室」、「何でも相談窓口」等、複数の窓口が設けられている。「キャンパスライフ・健康支援センター」を兼担する当該専攻教員がいるが、多重関係を避けるために同専攻に在籍する学生の相談は他の相談員が対応する配慮もなされている。

**【項目 4-3 障害のある学生に対する支援】****基準 4-3-1**

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル2）。

障がいのある受験生に対しては、入試要項に「障害のある受験生への特別配慮」に関する項目を設け、周知している。入学後の修学支援の体制が整えられ、学内にはユニバーサルデザイン化された施設・設備が整備充足されている。障がいのある学生の修学上の支援及び実習・実技上の特別措置を認めた実績もある。



#### 【項目 4-4 職業支援（キャリア支援）】

##### 基準 4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

年度当初に行われる「進路オリエンテーション」では、進学・就職に関するさまざまな情報が提供されており、この説明に基づき、指導教員による個別相談が適切に行われている。また、就職相談室の設置、臨床心理分野専門職に関する求人情報の広報等により、学生が主体的に進路を選択できるように努めている。さらに、NPO法人九州大学こころとそだちの相談室と連携し、在學生と修了生との交流の機会や修了生に対する卒後教育の場を提供している。

##### （5）改善が望ましい点

特になし。

##### （6）要望事項

特になし。

## 第5章 成績評価及び修了認定

### (1) 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

### (2) 優れた点

特になし。

### (3) 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、成績評価の基準は学生便覧及びシラバスを通じて周知され、個別の指導・助言にも役立っている。修了判定も基準に沿って適切に行われている。

### (4) 根拠理由

#### 【項目5-1 成績評価】

##### 基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

成績評価は「九州大学大学院人間環境学府規則第8条」に則り、その基準によって実施されている。各科目の評価の基準は学生便覧及びシラバスに記載され公開されている。成績評価の結果についてもウェブシステムを通じて学生に告知され、個別の指導・助言に活用されている。

##### 基準5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル1）。

当該専攻を含め、学内にいる四つの専門職大学院が「専門職大学院コンソーシアム」を設立し、相互履修制度を行っている。ただし、当該専攻では教育課程の一体性が損なわれないように、修了要件の単位としては認めない措置を講じている。

## 【項目 5-2 修了認定】

### 基準 5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目 16単位

イ 臨床心理展開科目 18単位

ウ 臨床心理応用・隣接科目 10単位

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

修了要件は、「九州大学大学院人間環境学府規則第17条」において在籍年数及び単位修得数等が定められている。規則に則り、教授会において総合的な判定が適切に行われている。

### (5) 改善が望ましい点

特になし。

### (6) 要望事項

特になし。

## 第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

### (1) 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

### (2) 優れた点

九州大学大学院人間環境学府のFDセミナーに加えて実践臨床心理学専攻の講座内FD研修会が開催されており、臨床心理学分野の専門職養成に特化したFDへの取り組みが行われている。また、インテーク面接や事例経過について検討する授業は、実務家教員と研究者教員が共同で行っており、日々の授業の中で実践経験と研究知見の統合を目指している。

学生による授業評価も、学期ごとの九州大学大学院人間環境学府の授業評価を行い、その結果を反映して、授業ごとの成績の評価基準を公表し、授業内容を改善するなどの積極的なカリキュラム改善を行っている。さらに実践臨床心理学専攻独自に開発したキャリアの成長プロセスをみるためのディベロップメント調査を行っている。

### (3) 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、FD研修や授業評価、独自に開発したキャリア成長を評定するディベロップメント調査を実施している。また、毎年1回、地域の臨床心理専門機関代表者が参加する「九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻教育課程連携協議会」を開催し、臨床心理実践現場の視点を取り入れて専門職大学院カリキュラムの現状と課題について検討を行っている。

### (4) 根拠理由

#### 【項目6-1 教育内容等の改善措置】

##### 基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

九州大学大学院人間環境学府において開催するFDセミナーへの参加に加えて、年間4、5回の臨床心理学講座内FD研修会が開催されており、学内実習、臨床心理士及び公認心理師受験と研究指導の両立、論文発表会から研究力向上等、講座に特化されたテーマについて研修や検討が組織的、継続的に行われている。

##### 基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

当該専攻の実務家教員における教育上の経験の確保と、研究者教員における実務上の知見を確保するための方策として、双方の教員が共同してインテーク面接の検討や事例の経

過を検討する内容の授業を行っている。また臨床心理学研究論文の中間発表及び提出後の発表会は、実務家教員と研究者教員の双方が同席して討論を行い、双方の経験と知見の統合を図っている。さらにNPO法人九州大学こころとそだちの相談室には、実務家教員と研究者教員の双方が参画しその臨床心理サービス、研修、研究事業を遂行することにより、その協働において経験と知見の交流から新たな実践知の蓄積を目指している。

#### **基準 6-1-3**

**教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを有効に活用すること（レベル1）。**

学期ごとに人間環境学府の授業評価アンケートが実施されていることに加えて、実践臨床心理学専攻では開設初年度より、臨床心理実践領域におけるキャリアの成長プロセスを評定するために独自のディベロップメント調査を開発し実施してきた。この調査では教育カリキュラムについての満足度、実習への満足度の評定に加えて、心理検査法と心理療法の理解度と実践度に関する調査を実施している。その結果を受け、各授業の評価基準と方法を公開・周知し、また授業内容を改善するなど積極的に教育カリキュラムの改善が行われている。

#### **【項目 6-2 教育課程の見直し等】**

##### **基準 6-2-1**

**評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2の規定に基づき設置された教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること（レベル1）。**

第1回「九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻教育課程連携協議会」が令和元年7月9日に開催され、以降年1回のペースで開催されている。認証評価期間内の最終開催として令和5年11月20日に第5回連携協議会が開催された。連携協議会には、福岡県臨床心理士会会長と福岡市教育委員会教育相談課長が参加しており、臨床心理実践現場の視点から専門職大学院カリキュラムの現状と課題について充実した検討が行われ、養成に必要な実習施設開拓についての意見交換が行われている。なお、連携協議会には医療や福祉、司法領域の構成員は含まれていない。

**(5) 改善が望ましい点**

特になし。

**(6) 要望事項**

①九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻教育課程連携協議会について、今後はさらに、医療や福祉、司法領域の構成員を含むなど、多様な実践臨床心理学領域の現場のニーズを教育課程に取り入れることが期待される。

## 第7章 入学者選抜等

### (1) 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

### (2) 優れた点

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、的確かつ客観的な評価基準によって実施されている。特に口述試験では、高度専門職業人としての臨床心理士に求められる資質を適切に評価するために、課題解決問題ないし入学志願者の臨床実践等に関する質疑応答を導入するといった工夫に努めている。また、当該専攻開設以来、留学生が継続して入学している実績も高く評価できる。

### (3) 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、アドミッション・ポリシーに基づき多様な経験を有する者を入学させるよう努めている。また、入学志願者の適性及び能力等を的確かつ客観的に評価するための体制が整備されている。

### (4) 根拠理由

#### 【項目7-1 入学者受入】

##### 基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

アドミッション・ポリシー及び入学者選抜の方法等に関する事項を設定し、ウェブサイトや学生募集要項等を通じて入学志願者に適切に公表している。入学者受け入れに係る業務は、当該専攻教員及び学務課の事務職員が連携をとって組織的かつ計画的に行っている。

##### 基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

アドミッション・ポリシーに基づき、心理系学部卒業生に限定せず、心理系学部以外の卒業生、社会人、アジアをはじめ広く各国からの留学生を積極的に受け入れるための入学者選抜が行われている。具体的には、一般選抜試験のほか、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験が設けられており、いずれにおいても出願書類（英語の外部試験の成績証明書を含む）、筆記試験（専門科目）及び口述試験を総合して合否判定がなされている。

**基準 7-1-3**

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

入学者選抜に関する情報は、学生募集要項やウェブサイト等により対外的に公表され、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。また、自校出身者に対する優遇措置は講じられておらず、入学者に占める自校出身者の割合は、直近5年間において平均37.8%である。

**基準 7-1-4**

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル1）。

入学者選抜は、一般選抜試験、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験のいずれの場合も、出願書類（英語の外部試験の成績証明書を含む）、筆記試験（専門科目）及び口述試験を総合的に判定して行われている。これらの合格基準により、的確かつ客観的な評価が行われている。

口述試験においては、夏季試験では課題解決型の問題、冬季試験では入学志願者の臨床実践・臨床研究に関する質疑応答を導入するなど、臨床心理士として求められる判断力、思考力、分析力、表現力及び人間関係能力や資質を評価するよう努めている。なお、客観性を担保するため、一般選抜試験では3名の教員による面接、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験では全教員による面接が実施されている。

**基準 7-1-5**

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル2）。

多様な経験を有する者を入学させるために、社会人特別選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験が設けられている。社会人特別選抜試験においては、3年以上の臨床心理及びその近接領域の実務経験等の聴取を通して、入学志願者の心理学的素養を適切に評価するよう努めている。また外国人留学生特別選抜試験においては、学内外の実習等で必要とされる日本語でのコミュニケーション能力や説明力の評価に取り組んでいる。全入学者数に対する心理系学部以外の出身者、社会人及び留学生を合計した割合は、直近5年間において平均8.7%である。特に、当該専攻開設以来、留学生を継続して受け入れている。



## 【項目 7-2 収容定員と在籍者数】

### 基準 7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないようにすること（レベル1）。

当該専攻の収容定員 60 名に対して、過去 3 年連続で在籍者数が収容定員の 110%を超えたことはない。直近 5 年間においては平均 101.3%である。

### 基準 7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル2）。

当該専攻の入学定員 30 名に対して、過去 3 年連続で入学者が入学定員の 90%を下回ったことはない。直近 5 年間においては平均 99.3%であり、広報活動に積極的に取り組むなど、所定の入学定員数と乖離しないように努めている。

## （5）改善が望ましい点

特になし。

## （6）要望事項

①入学志願者の多様性を今後も担保するために、社会人や留学生の受け入れのさらなる拡充が期待される。

## 第8章 教員組織

### (1) 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

### (2) 優れた点

研究者教員のみならず、実務家教員も科学研究費補助金を取得しており、専門分野において高度な研究能力を有している。研究者教員も実務家教員と同様に幅広い領域で臨床心理現場の臨床実践活動を行っており、これらの活動が社会連携として記録され、教員業績として評価されている。学術研究員が「総合臨床心理センター」の運営日すべてに主任として配置され、専任教員の教育・研究の職務を補助できる体制が整えられた。

### (3) 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしている。いずれの専任教員も十分な研究業績を有しており、臨床心理士有資格教員についてはそれぞれの専門分野における臨床経験を有し、臨床心理学分野の専門職養成のための適切な教員組織が整備されている。「総合臨床心理センター」の運営については、主任として学術研究員を配置することにより、教員の学内実習運営における過重負担が軽減できた点を評価したい。しかし、令和5年度時点では一部の教員の授業負担が過剰になっているため、今後、見直しが必要となっている。

### (4) 根拠理由

#### 【項目8-1 教員の資格と評価】

##### 基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

令和5年5月1日現在の専任教員8名のうち、教授が4名、准教授が3名、講師が1名となっている。専任教員については、教育の質を保つために教授が1/2以上になることが期待されており、これを満たしている。専任教員の専門分野は医療、福祉、教育と幅広い。

#### 基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル 1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

令和 5 年度の 8 名の専任教員はそれぞれの専門分野において、専攻分野における学術論文、著書などの業績を有し、科学研究費補助金を取得するなど、教育及び研究上の優れた業績を有している。そのうち 7 名の臨床心理士有資格教員は、それぞれの専門分野において豊かな臨床経験を有しており、臨床心理面接、臨床心理査定の高い技術、技能を有している。さらに実務家教員の採用に当たっては、医療・保健、教育、福祉、学生相談領域における経験豊富な教員を採用している。これらの専任教員の研究業績、教育活動、社会貢献活動等の情報は、大学のウェブサイト等で公表されている。

#### 【項目 8-2 専任教員の担当授業科目の比率】

##### 基準 8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル 1）。

令和 5 年度について必修 21 科目すべてにおいて、専任の教授・准教授が配置されている。

#### 【項目 8-3 教員の教育研究環境】

##### 基準 8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられるように努めていること（レベル 2）。

令和 5 年度の 8 名の専任教員の大学院及び学部における授業の担当単位数について、3 名の教員は 20 単位以下という解釈指針の目安を超過しており、その全員が上限の 26 単位を超えていた。今後、学部の担当科目の状況も併せて協議を行い、各教員間の業務負担の見直しに努めるとされている。

##### 基準 8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル 1）。

令和 5 年度の臨床心理士有資格者の教員は、学生の教育以外に臨床心理現場での臨床実

践を行っている。その領域は、病院臨床、福祉臨床、学校臨床、学生相談、被害者・被災者支援や心の緊急支援・相談等の地域援助活動など多岐にわたっており、それらは「教員活動進捗・報告システム」において、社会連携として記録され、教員業績として評価されている。

**基準 8-3-3**

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

平成16年度からサバティカル制度が設けられており、教員として勤続7年を超える者は、教育研究の向上と飛躍を図るため、教育、大学運営等の通常業務を一定期間免除し、自主的調査研究を行うことができる環境が整備されている。また令和5年度より、教員の自主的調査研究期間を確保する目的で、原則1クォーター（3ヶ月）の間、教育や管理運営業務を免除するフリークォーター制度が新設された。

**基準 8-3-4**

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

学内実習施設である「総合臨床心理センター」の「心理教育相談部門」及び「子ども発達相談部門」、「生涯発達支援部門」に臨床心理士の資格を有し、専任教員の教育及び研究上の職務の補助ができる学術研究員（臨床心理士有資格者）を週5日勤務の主任として採用し、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助に当たっている。

**（5）改善が望ましい点**

特になし。

**（6）要望事項**

①令和7年度以降についても教員の授業負担が20単位を超えないように引き続きの取り組みが望まれる。

## 第9章 管理運営等

### (1) 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

### (2) 優れた点

特になし。

### (3) 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成に必要な管理運営等の体制が整備されている。また、自己点検評価等の情報公開も適切に行われている。

### (4) 根拠理由

#### 【項目9-1 管理運営の独自性】

##### 基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること(レベル1)。

当該専攻の運営に関する重要事項を審議するのは、「九州大学大学院人間環境学府教授会」であり、ここで教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜等に関する重要事項が審議・決定されている。また、教員人事等、大学院の運営に関する重要事項は、「九州大学大学院人間環境学研究院教授会」において審議されている。

##### 基準9-1-2

##### 基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、配置された職員の研修が行われていること(レベル1)。

当該専攻に関する管理運営を行うための適切な事務体制が整備されており、かつ事務職員が配置されている。また、事務職員に対し、職位や業務内容に応じた多様な研修(スタッフ・ディベロップメント/SD)の機会が設けられており、事務職員は自身に求められる知識及び技能の習得、能力及び資質の向上に努めている。

##### 基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること(レベル1)。

財政的基礎は、文部科学省からの運営費交付金によって「教育研究基盤校費」が配分されている。教員に対しては「研究経費」があり、学生への教育活動のための経費は、教員の研

究経費とは別に、「教育経費」及び「留学生経費」が配分されている。「総合臨床心理センター」には「附属施設等経費」が配分され、教育補助等を行うセンター主任でもある学術研究員にかかる人件費には、非常勤職員人件費が確保されている。

#### 【項目 9-2 自己点検評価】

##### 基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

中期目標・中期計画に基づいた学府独自の計画を立て、実施状況について毎年度自己点検・評価を行い、その結果を次年度の年度計画に反映している。また、3年毎に助教以上の専任教員を対象とした教員活動評価を行っている。さらに、国立大学法人評価、大学機関別認証評価、臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審しており、これらの結果はウェブサイトにて公表されている。

##### 基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

人間環境学府では、教育研究並びに組織運営に関する評価、中期目標の達成度に係る評価等、評価に係る重要事項について審議を行い、企画・立案等がなされており、自己点検評価を行うに際しての責任ある実施体制が整備されている。当該専攻の専任教員も毎年度、「教育」、「研究」、「国際交流」、「社会連携」、「管理運営」に関わる自身の活動目標を設定し、自己点検評価を行っている。

##### 基準 9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル1）。

自己点検評価の結果は、人間環境学府の評価委員会が取りまとめ、明らかになった課題等については、各種委員会やFD等において改善に向けた取り組みを推進している。また、自己点検評価の結果を踏まえて次年度の年度計画を策定するなど、教育活動等の改善に活用するための適切な体制が整備されている。

**基準 9-2-4**

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル2）。

当該専攻は令和元年度に、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、「評価基準に適合している」との評価を受けている。また、当該大学は、令和3年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準に適合している」との評価を受けている。

**【項目 9-3 情報の公示】**

**基準 9-3-1**

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル1）。

当該専攻の教育活動等の状況については、学生便覧やウェブサイトにより、広く社会に向けて積極的な情報提供を行っている。

**基準 9-3-2**

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル1）。

当該専攻の教育活動等に関する重要事項を記載した文書は、学生便覧やウェブサイト、九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻（専門職大学院）の案内等各種パンフレットにより、毎年度公表している。

**【項目 9-4 情報の保管】**

**基準 9-4-1**

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

当該専攻の教育活動等に関する重要事項を記載した文書や自己点検評価に関する文書及びその根拠資料、外部評価報告書等を含む評価の基礎となる情報については、当該専攻の教員組織のもとで、情報の調査及び収集が随時行われている。また、これらの情報は、各関係部署で適切に整理・保管されている。保管期間は、授業評価アンケートは3年間、自己点検評価等は10年間、成績原簿は無期限、それ以外は5年間である。なお、これらの情報は、学内外で調査・確認等の必要があった場合に速やかに提出できる状態に置かれている。

(5) 改善が望ましい点

特になし。

(6) 要望事項

特になし。



## 第 10 章 施設、設備及び図書館等

### (1) 評価

第 10 章のすべての基準を満たしている。

### (2) 優れた点

平成 30 年度のキャンパス移転により新築された教室、演習室、教員室、面談スペース、自習室、図書館、学内実習施設の設備は、規模、デザイン、機能性ともに優れており、またそれらが伊都キャンパス・イーストゾーンに集約され、学生と教員にとって利便性が高く、学生と教員の交流も活性化されている。また、近接している九州大学中央図書館は国内最大規模の総合図書館であり、院生の学習、研究のための充実した機能を提供している。

### (3) 第 10 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、臨床心理分野の専門職養成に必要な実習施設、設備、学生の自習室、教員の研究室、図書館等が備えられている。

### (4) 根拠理由

#### 【項目 10-1 施設の整備】

##### 基準 10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル 1）。

教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設がイーストゾーン 1 号館と「総合臨床心理センター」と中央図書館に設置されており、これらの施設が一カ所に集合しており利便性が高い。専任教員には、それぞれ教員室が与えられ、学生の自習室は 2 ゼミで一室が割り当てられ、全部で 5 室が確保されている。「総合臨床心理センター」は 3 階建てで面接室とプレイルームが 23 室備えられ、各室のアレンジにはそれぞれ工夫が凝らされている。センター内の 3 階に大きな研修室が設置され、パーティションで区切ってカンファレンスを行うことができる。ただし、カンファレンスを実施する教室の中には、発表者の声が後部まで届きづらい部屋も見受けられた。近接する中央図書館は、国内トップクラスの規模で、心理学関連図書も豊富である。約 1,500 席の座席の他にアクティブラーニングのためのミーティングルームも備えられており、教員の教育・研究や学生の学習に役立つ機能を備えた施設が設置されている。

## 【項目 10-2 設備及び機器の整備】

### 基準 10-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル1）。

十分な規模の学内実習施設、教員室・面談スペース、事務室、自習室・図書館それぞれの施設において、教員の教育、研究、学生の学習を行うために必要な情報機器、情報管理機器、心理検査用具、箱庭療法用具等が備えられている。学内実習施設では相談記録は保管庫で保存され、施設内で独立した情報ネットワークで記録、保存が完結しており、守秘が徹底されている。自習室には守秘のためのシュレッダーが備えられ、机は院生一人ずつ、PCも院生二人に1台で備えられている。

## 【項目 10-3 図書館の整備】

### 基準 10-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

当該専攻の教室・研究室・自習室、学内実習施設と近接して、2018年に開館された4階建て約2万㎡の規模の中央図書館がある。約350万冊の収容能力を有しており、そこに約31,500冊の心理学関連図書と990誌以上の雑誌が収容されている。対話できる小ルーム、アクティブラーニングスペースや、院生が図書館TAとして学生の学習支援を行うシステムも構築されており、教員の教育・研究並びに学生の学習に役立つ利便性の高い施設として運営されている。

### （5）改善が望ましい点

特になし。

### （6）要望事項

特になし。

### Ⅲ 資 料

- 1 九州大学大学院の現況及び特徴
- 2 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱
- 3 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則
- 4 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程
- 5 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程
- 6 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程
- 7 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程
- 8 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則



## (資料1) 九州大学大学院の現況及び特徴

### I 評価対象大学院の現況及び特徴

#### 1 現況

- (1) 名称 九州大学大学院 人間環境学府 実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)
- (2) 所在地 〒819-0395 福岡県福岡市西区元岡 744 番地
- (3) 開設年月 平成 17 年 4 月
- (4) 教員数(令和 6 年 5 月 1 日現在)

教授	3 名	准教授	3 名	専任講師	1 名
助教	0 名	その他	5 名		
- (5) 学生数(令和 6 年 5 月 1 日現在)

収容定員	60 名
在籍者数	60 名(1 年次 30 名 2 年次 30 名)

#### 2 特徴

##### (1) 沿革

本専攻は、我が国最大の臨床心理学の学会である「日本心理臨床学会」第 1 回大会を本学で開催した経緯を持ち、第一種指定大学院の第 1 号でもあるという臨床心理分野における教育・研究に積極的かつ先駆的に取り組んできた歴史を基盤に、全国初の臨床心理分野の専門職大学院として、平成 17 年 4 月に開設した。

##### (2) 教育の理念・目的における特徴

本専攻では、臨床心理分野の高度専門職業人の養成にあたり、(A) その業界でより高度の知識・技術を持つ指導的な役割を果たすことができる人材を輩出する、(B) アジアをはじめ広く国内外で活躍が期待される人材を輩出するという理念のもと「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を目的とし、①医療・保健、教育、福祉、司法・矯正など多岐にわたる臨床心理活動領域に即応できる人材、②生涯発達における様々な心理的援助レベルに対応できる人材、③個別・集団レベル、ネットワーク・システムレベルなどいろいろな心理的援助の介入レベルで活躍できる人材、④地域及び他分野に根ざしたコラボレーションが可能な人材の養成を目標としている。

##### (3) 教育内容における特徴

教育について、①理論学習と実践経験のバランス、②多様な学内実習と三大領域における学外実習、③臨床心理現場に即した具体的・実践的な指導の考え方に基づき、カリキュラムを臨床心理学基幹科目群(必修:18 単位)、臨床心理学展開科目群(必修:18 単位)、臨床心理学基本科目群(選択:10 単位以上)と大きく 3 群に分け、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士・公認心理師としての実務に必要な専門的スキルを養成できるようにしている。

##### (4) 教育方法における特徴

###### ① ディベロップメント調査の実施

本専攻では教育目標・教育目的をより高いレベルで達成することを目的に、専攻内に FD 委員会を設置し、専任教員全員でカリキュラム・FD の在り方等について検討している。また、入学時、進級時、修了時に学生のディベロップメント調査を実施し教育内容の検討を行

っている。

## ② 専門職大学院コンソーシアムの実施

臨床心理学専門職大学院である本専攻をはじめ、医学系学府医療経営・管理学専攻、経済学府産業マネジメント専攻、法科大学院の法務学府実務法学専攻という、多様性のある九州大学の専門職大学院の特徴を生かし「専門職大学院コンソーシアム」を立ち上げ、相互履修制度など、重層的なネットワークの構築と社会貢献に取り組んでいる。

### (5) 社会貢献等における特徴

平成 18 年 11 月、昨今の多種多様な社会の臨床心理分野に関するニーズに応え、本学で集積してきた「臨床心理学の知見と専門性」を社会、地域住民に貢献することを目的に「NPO 法人九州大学こころとそだちの相談室」を設立した。学生の実習教育の場として連携を図り、研修会の実施など社会貢献に取り組んでいる。また、NPO 法人九州大学こころとそだちの相談室は、福岡県内の心理支援に関する実績が認められ、平成 30 年に福岡県精神保健福祉事業功労者として福岡県知事表彰を受けた。

## II 専門職大学院の目的

- 1 本専攻は、「様々な臨床心理現場との連携を深めつつ、種々の臨床心理現場に即応できる臨床心理分野の高度専門職業人の養成」を目的としている。
- 2 教育目的を実現するため、以下に示すアドミッション・ポリシーのもと、心理系学部卒業生に限定せず、一定の臨床心理学的実務経験を有する社会人や、一定の心理学的素養を持つ他学部の卒業生も受け入れている。また、留学生についても積極的受入れのため外国人留学生特別選抜を行っている。

### アドミッション・ポリシー

- 臨床心理分野の高度専門職業人をめざす明確な動機と意欲があること。
  - 人間に対する深い関心と理解力を持っていること。
  - 柔軟で安定した対人関係能力を持っていること。
  - 人間環境に対する幅広い興味と洞察力を持っていること。
  - 社会人としての常識と対人援助を行う専門家としての倫理意識を有すること。
- 3 教育目的を達成するために、以下の取組を行っている。
    - 理論学習が中心となる講義・演習と経験学習が中心となる実習のバランスを考慮に入れて教育を行う。
    - 多様な学内実習と心理臨床の三大領域である医療・保健、教育、福祉領域における学外実習を行う。
    - 実務家教員等の指導により臨床心理現場における具体的・実践的なきめ細かな実習を行う。
    - 豊富な知識と技術を身に付けるため種々の臨床心理現場に共通した知識と技術を学ぶ授業科目（必修科目）と共に、各臨床心理現場に特有の知識と技術を学ぶ授業科目（必修及び選択科目）の両方を適切に受講させる。

(資料2)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程  
評価基準要綱

目 次

はじめに

I 総則

1 評価の目的 .....	46
2 評価項目及び評価基準の性質及び機能 .....	47
3 適格認定の要件等 .....	49

II 評価項目及び評価基準

第1章 教育目的 .....	50
1-1 教育目的	
第2章 教育課程 .....	52
2-1 教育内容	
2-2 授業を行う学生数	
2-3 授業の方法	
2-4 履修科目登録単位数の上限	
第3章 臨床心理実習 .....	58
3-1 学内実習施設	
3-2 学内臨床心理実習	
3-3 学外実習施設	
3-4 学外臨床心理実習	
第4章 学生の支援体制 .....	62
4-1 学習支援	
4-2 生活支援等	
4-3 障害のある学生に対する支援	
4-4 職業支援（キャリア支援）	
第5章 成績評価及び修了認定 .....	67
5-1 成績評価	
5-2 修了認定	
第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等 .....	70
6-1 教育内容等の改善措置	
6-2 教育課程の見直し等	



第7章 入学者選抜等 .....	73
7-1 入学者受入	
7-2 収容定員と在籍者数	
第8章 教員組織 .....	76
8-1 教員の資格と評価	
8-2 専任教員の担当授業科目の比率	
8-3 教員の教育研究環境	
第9章 管理運営等 .....	80
9-1 管理運営の独自性	
9-2 自己点検評価	
9-3 情報の公示	
9-4 情報の保管	
第10章 施設、設備及び図書館等 .....	84
10-1 施設の整備	
10-2 設備及び機器の整備	
10-3 図書館の整備	
<b>Ⅲ 認証評価の組織と方法等</b>	
1 認証評価の組織 .....	87
2 認証評価の方法等 .....	88
3 認証評価の時期 .....	89
4 教育課程又は教員組織の変更への対応 .....	90
5 情報公開 .....	91
6 評価項目・評価基準の改訂等 .....	92
7 認証評価手数料 .....	93

# I 総則

## 1 評価の目的

### 1-1

協会が、大学からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

## 2 評価項目及び評価基準の性質及び機能

### 2-1

評価項目及び評価基準は、学校教育法第110条第2項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

### 2-2

評価項目及び評価基準は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される設置基準等を踏まえて、協会が、評価対象の専門職大学院（以下、「評価対象大学院」という）の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という）をする際に、専門職大学院として満たすことが必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

### 2-3

各評価項目の評価基準はその内容により、次の2つに分類される。

- (1) 各専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの（レベル1）。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- (2) 各専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの（レベル2）。

例 「・・・に努めていること。」 等

### 2-4

解釈指針は、各評価項目の評価基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

### 2-5

2-4における「評価項目の評価基準に関する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の3つに分類される。

- (1) 各専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- (2) 各専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

- (3) 各専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」 等

### 3 適格認定の要件等

#### 3-1

評価対象大学院は、評価の結果、協会の定める評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられる。協会から適格認定を受けた専門職大学院を協会認定臨床心理分野専門職大学院という。

#### 3-2

評価基準に適合していると認められるためには、評価項目のレベル1の評価基準はすべて満たされていなければならない。かつ、レベル2の評価基準の7割以上が満たされていなければならない。

#### 3-3

評価項目のレベル1の評価基準を満たすためには、2-5-(1)に分類される解釈指針がすべて満たされていなければならない。

#### 3-4

協会認定臨床心理分野専門職大学院は、認証評価のための評価項目で定められた評価基準を継続して充足するだけでなく、臨床心理士養成の基本理念や当該専門職大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

## Ⅱ 評価項目及び評価基準

### 第1章 教育目的

#### 項目 1-1 教育目的

##### 基準 1-1-1

教育の理念、目的が明確に定められており、その内容が専門職大学院設置基準、学校教育法に適合するものであること（レベル1）。

##### 解釈指針 1-1-1-1

目的が、専門職大学院設置基準第2条で定める目的（高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う）に沿っていること。

##### 解釈指針 1-1-1-2

目的が、学校教育法第99条（学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する）に沿っていること。

##### 基準 1-1-2

教育の理念、目的が周知、公表されていること（レベル1）。

##### 解釈指針 1-1-2-1

目的が、大学院の構成員（教職員及び学生）に周知されていること。

##### 解釈指針 1-1-2-2

目的が、社会に広く公表されていること。

##### 基準 1-1-3

目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること（レベル1）。

##### 解釈指針 1-1-3-1

学生の学業成績、修了の状況、修了者の臨床心理士資格試験の合格者数（合格率80%以下が2年間連続しないこと）等から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

##### 解釈指針 1-1-3-2

修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

解釈指針1-1-3-3

授業評価、学生からの意見聴取等の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

解釈指針1-1-3-4

学外実習先の関係者、修了生、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていること。

## 第2章 教育課程

### 項目2-1 教育内容

#### 基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、臨床心理士としての実務に必要な専門的な臨床心理学の知識、感受性、分析力、表現力、対人関係スキル等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに臨床心理士としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること（レベル1）。

#### 解釈指針2-1-1-1

教育課程は、臨床心理士養成のための教育機関としての専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が体系的に行われるよう編成されていること。

#### 基準2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること（レベル1）。

##### (1) 臨床心理学基本科目

（臨床心理学の基本についての科目、学内実習を含む臨床心理査定の科目、学内実習を含む臨床心理面接の科目をいう。）

##### (2) 臨床心理展開科目

（学外実習を含む臨床心理の諸実践領域についての科目、臨床心理事例研究に関する科目をいう。）

##### (3) 臨床心理応用・隣接科目

（臨床心理学の応用領域・技法に関する科目、臨床心理の応用技法に関する科目、臨床心理と隣接する領域・分野に関する科目をいう。）

#### 解釈指針2-1-2-1

臨床心理学基本科目は、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理について、将来の臨床心理士としての実務に必要とされる基本を学ぶ内容であること。

#### 解釈指針2-1-2-2

臨床心理展開科目は、実務の経験を有する教員による基本的な臨床心理領域（医療・保健、福祉、教育の領域など）での実務的なことを学ぶ内容であること。また、臨床心理事例研究論文を作成するための論文構成、論文執筆について学ぶ内容であること。



### 解釈指針 2-1-2-3

臨床心理応用・隣接科目は、種々の臨床心理の領域について広く深く学ぶ内容であること。また、多様な臨床心理の応用技法について広く深く学ぶ内容であること。さらに臨床心理と隣接する領域・分野について広く深く学ぶ内容であること。

### 基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、評価対象大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること（レベル1）。

### 解釈指針 2-1-3-1

基準 2-1-2（1）に定める臨床心理学基本科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。

（1）臨床心理学原論（臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理地域援助、臨床心理研究、臨床心理倫理の概要等を含むこと。）

4 単位

（2）臨床心理査定（臨床心理査定の基本を学ぶ科目をいう。なお、技能の学習のために実習を含むこと。）

6 単位

（3）臨床心理面接（臨床心理面接の基本を学ぶ科目をいう。なお、技能の学習のために実習を含むこと。）

6 単位

### 解釈指針 2-1-3-2

基準 2-1-2（2）に定める臨床心理展開科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。

（1）臨床心理地域援助（基本的な臨床心理領域での実務的なこと学ぶ科目をいう。なお、実習を含むこと。）

10 単位

（2）臨床心理事例研究（臨床心理事例研究論文の作成について学ぶ科目をいう。）

8 単位

### 解釈指針 2-1-3-3

基準 2-1-2（3）に定める臨床心理応用・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち10単位以上が選択必修又は選択とされていること。

## 項目 2-2 授業を行う学生数

### 基準 2-2-1

専門職大学院においては、少人数による双方向又は多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることにかんがみ、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていること（レベル1）。

#### 解釈指針 2-2-1-1

すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、原則として30名を上限とし、学生に対して授業が行われていること（なお、適切な授業方法については解釈指針 3-2-1-3 を参照）。

#### 解釈指針 2-2-1-2

基準 2-2-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該授業科目を再履修している者。
- (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という）及び科目等履修生。

#### 解釈指針 2-2-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による授業科目（必修科目を除く）の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

## 項目 2-3 授業の方法

### 基準 2-3-1

授業は、次に掲げるすべての水準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 専門的な臨床心理学の知識を確実に修得させるとともに、具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

#### 解釈指針 2-3-1-1

「専門的な臨床心理学の知識」とは、当該授業科目において特定の分野に偏ることなく臨床心理士として必要と考えられる水準及び範囲の臨床心理学の知識をいう。

#### 解釈指針 2-3-1-2

「具体的な問題解決に必要な臨床心理的分析能力その他の臨床心理士として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいう。

#### 解釈指針 2-3-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、ロールプレイ、現場体験、事例研究その他の方法をいう。

#### 解釈指針 2-3-1-4

臨床心理展開科目については、次に掲げる事項が確保されていること。

- (1) 学外実習においては、オリエンテーションを徹底的に行い、参加学生による実習先での関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務遵守等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) 学外実習においては、教員が、実習先の実務指導者と連絡・連携して実習学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。
- (3) 学外実習においては、実習先への移動時間や移動にともなう負担等について、学生の学習支援及び学生間の公平性の観点から適切な配慮がなされていること。

#### 解釈指針 2-3-1-5

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
- (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

#### 解釈指針 2-3-1-6

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

## 項目 2-4 履修科目登録単位数の上限

### 基準 2-4-1

各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、履修科目の学習を着実なものとするために、原則として38単位が上限とされていること（レベル1）。

## 第3章 臨床心理実習

### 項目3-1 学内実習施設

#### 基準3-1-1

学内実習施設（臨床心理センター等）には、その規模に応じ、臨床心理実習を行うに必要な面接室、遊戯療法室、事務室その他の施設（相談員室、待合室等）が整備されていること（レベル1）。

#### 解釈指針3-1-1-1

面接室は、個別面接室、集団面接室などを設け、適度な広さで、落ち着いた雰囲気があり、話し声が外に漏れない部屋であること。

#### 解釈指針3-1-1-2

遊戯療法室は、適度な広さがあり、いろいろな遊具が揃えられていて、怪我をしないように安全面の配慮がなされている部屋であること。

#### 解釈指針3-1-1-3

事務室は、実習の遂行がスムーズに行われるのをサポートするような設備、備品、書類などを整え、事務員が常駐している独立した部屋であること。

#### 解釈指針3-1-1-4

その他の施設として、受付、相談員室、待合室、面接記録を安全に保存するための面接記録保管室などが設けられていること。

#### 解釈指針3-1-1-5

学内実習施設は、関係者以外は立ち入りを制限しており、バリアフリーであること。

#### 解釈指針3-1-1-6

面接室、遊戯療法室、事務室等の各施設には、非常ベルや非常口、防犯用具など、不測の事態において安全を確保するための適切な設備が備えられ、非常時の対応について関係者に周知がなされていること。

## 項目 3-2 学内臨床心理実習

### 基準 3-2-1

学内実習施設（臨床心理センター等）における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、学生のケース担当、ケースカンファレンス、スーパーヴィジョン体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

#### 解釈指針 3-2-1-1

「臨床心理実習の内容、時間」については、臨床心理実習で修得すべき技能とそのため時間が明確に示され、実習の成果が適切にチェックされていること。そのために、評価基準と評価方法が定められ、それに基づく評価が行われていること。

#### 解釈指針 3-2-1-2

「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理（クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等）について、実践的な指導が適切に行われていること。

#### 解釈指針 3-2-1-3

「学生のケース担当」については、クライアントの発達段階や問題が偏らず多様になるようにして、十分なケース数及び時間数を確保すること。また、教員が陪席するなど、責任をもって指導すること。

#### 解釈指針 3-2-1-4

「ケースカンファレンス」については、その学習効果をあげるために、教員1名につき学生数は概ね20名以内で行われていること。

#### 解釈指針 3-2-1-5

「スーパーヴィジョン体制」については、学生がケースを担当する場合、適切なスーパーヴィジョンが行われていること。

#### 解釈指針 3-2-1-6

学内実習施設がその機能を十分に果たすために、在籍学生が3ケース以上持つことができるように努めること。

## 項目 3-3 学外実習施設

### 基準 3-3-1

学外実習施設には、心理臨床の三大領域（医療・保健、教育、福祉）すべてが含まれていること（レベル1）。

#### 解釈指針 3-3-1-1

医療・保健領域の学外実習施設とは、病院（総合、精神科、心療内科、小児科等）、精神保健福祉センター等である。

#### 解釈指針 3-3-1-2

教育領域の学外実習施設とは、教育センター、小学校、中学校、高等学校等である。

#### 解釈指針 3-3-1-3

福祉領域の学外実習施設とは、児童相談所、児童養護施設、児童心理治療施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等である。

#### 解釈指針 3-3-1-4

学外実習施設としては、臨床心理士が勤務している施設を確保すること。



## 項目 3-4 学外臨床心理実習

### 基準 3-4-1

学外実習施設における臨床心理実習の内容、時間、倫理遵守、指導体制等について適切な配慮がなされていること（レベル1）。

#### 解釈指針 3-4-1-1

「臨床心理実習の内容、時間」については、臨床心理実習で修得すべき技能とそのため時間が明確に示され、実習の成果が適切にチェックされていること。そのために、評価基準と評価方法が定められ、それに基づく評価が行われていること。

#### 解釈指針 3-4-1-2

「倫理遵守」については、心理臨床において遵守すべき倫理（クライアントの権利擁護、インフォームド・コンセント、守秘義務遵守及び守秘義務解除、個人情報・面接記録の取り扱い、ハラスメントの予防等）について、実践的な指導が適切に行われていること。

#### 解釈指針 3-4-1-3

「指導体制」については、大学教員による事前指導、実習中の指導、事後指導等、及び学外実習先の実習指導者による指導が適切に行われていること。

## 第4章 学生の支援体制

### 項目4-1 学習支援

#### 基準4-1-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、評価対象大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること（レベル1）。

#### 解釈指針4-1-1-1

入学者に対して、教育のガイダンスが適切に行われていること。

#### 解釈指針4-1-1-2

履修指導においては、評価対象大学院が掲げる教育の理念及び目的に照らして、適切なガイダンスが実施されていること。

#### 解釈指針4-1-1-3

臨床心理実習などにおいて、学生が体験するさまざまなストレスや倫理上の諸問題について、教員がそれを聴取し指導・助言できる体制がとられていること。

#### 基準4-1-2

目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、指導・助言体制の整備がなされていること（レベル1）。

#### 解釈指針4-1-2-1

オフィスアワー等を設定している場合は、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

#### 解釈指針4-1-2-2

学習相談、指導・助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

#### 基準4-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること（レベル2）。

#### 解釈指針4-1-3-1

「教育補助者」にはティーチング・アシスタント（TA）等が含まれる。

#### 基準4-1-4

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うための対

策が講じられていること（レベル1）。

解釈指針4-1-4-1

多様な経験を有する社会人等を受入れた場合、その基礎学力を補うため、個別履修指導、オフィスアワーでの指導、学部の心理学関連の授業の履修、ティーチング・アシスタントの配置等の特別な配慮が行われていること。

## 項目 4-2 生活支援等

### 基準 4-2-1

学生が在学期間中に教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言・支援体制の整備に努めていること（レベル 2）。

#### 解釈指針 4-2-1-1

評価対象大学院は、多様な措置（奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

#### 解釈指針 4-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健管理センター、学生相談室等を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

## 項目 4-3 障害のある学生に対する支援

### 基準 4-3-1

身体に障害のある者に対して、受験の機会を確保するとともに、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めること（レベル 2）。

#### 解釈指針 4-3-1-1

身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応に努めていること。

#### 解釈指針 4-3-1-2

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

#### 解釈指針 4-3-1-3

身体に障害のある学生に対しては、修学上の支援、実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

## 項目 4-4 職業支援（キャリア支援）

### 基準 4-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること（レベル2）。

#### 解釈指針 4-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

#### 解釈指針 4-4-1-2

学生の就職状況や就職先について、修了後も継続して情報収集にあたり、必要に応じて卒業生を支援するための仕組みを整えるように努めていること。

#### 解釈指針 4-4-1-3

教員やキャリア支援担当事務員が学生の就職先や修了生と連絡・連携を密にするように努めていること。

## 第5章 成績評価及び修了認定

### 項目5-1 成績評価

#### 基準5-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

#### 解釈指針5-1-1-1

基準5-1-1（1）における成績評価の基準として、授業科目の性質上差し支えがある場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要件（出席状況、授業態度、レポート等）があらかじめ明確に示されていること。

#### 解釈指針5-1-1-2

基準5-1-1（2）における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

#### 解釈指針5-1-1-3

基準5-1-1（3）にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

#### 解釈指針5-1-1-4

基準5-1-1（4）にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行わ

れていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

#### 基準 5-1-2

学生が在籍する評価対象大学院以外の機関における履修結果をもとに、評価対象大学院における単位を認定する場合には、教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること（レベル 1）。



## 項目 5-2 修了認定

### 基準 5-2-1

専門職大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること（レベル1）。

(1) 2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、44単位以上を修得していること。

この場合、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他専攻等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、評価対象大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて20単位を超えない範囲で、評価対象大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で評価対象大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(2) 次のアからウまでに定める授業科目につき、それぞれアからウまでに定める単位数以上を修得していること。

ア 臨床心理学基本科目	16単位
イ 臨床心理展開科目	18単位
ウ 臨床心理応用・隣接科目	10単位

(3) (1) 及び (2) を踏まえて、総合的に判定が行われること。

## 第6章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等

### 項目6-1 教育内容等の改善措置

#### 基準6-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること（レベル1）。

#### 解釈指針6-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中でとりあげられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配布、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいう。

#### 解釈指針6-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が設置されていることをいう。

#### 解釈指針6-1-1-3

「研修及び研究」の内容としては、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- (2) 教育方法や職業倫理等に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓発的方法。
- (3) 外国の大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。
- (4) 臨床心理士としての臨床的力量の評価方法に関する研究。

#### 基準6-1-2

実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること（レベル2）。

#### 解釈指針6-1-2-1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれに確保されているよう、評価対象大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

#### 基準6-1-3

教育の内容及び方法の改善を図るために学生による授業評価を行い、それを

有効に活用すること（レベル1）。

解釈指針6-1-3-1

毎学期、学生による授業評価を実施し、その結果を公開するとともに、その結果について教員間で共有・協議し、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に生かすこと。

## 項目 6-2 教育課程の見直し等

### 基準 6-2-1

評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2の規定に基づき設置された教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること（レベル1）。

#### 解釈指針 6-2-1-1

評価対象大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について教育課程連携協議会で審議することとされている必要がある。

- (1) 産業界等（修了生の就職先・実習先）との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等（修了生の就職先・実習先）との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

#### 解釈指針 6-2-1-2

教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する必要がある。この場合において、(1) から (3) に掲げる者（専門職大学院設置基準第6条の2第2項のただし書きに規定する場合にあっては (1) から (2)）をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該評価対象大学院を置く大学の教職員以外の者とするを基本とする。

- (1) 当該評価対象大学院の専任教員。ただし、当該評価対象大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。
- (2) 当該評価対象大学院の課程に係る職業に就いている者又は臨床心理分野に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、臨床心理分野の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 当該評価対象大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの

## 第7章 入学者選抜等

### 項目7-1 入学者受入

#### 基準7-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、教育の理念及び目的に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること（レベル1）。

#### 解釈指針7-1-1-1

入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

#### 解釈指針7-1-1-2

入学志願者に対して、理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2に定める事項について、事前に周知するよう努めていること。

#### 基準7-1-2

入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること（レベル1）。

#### 基準7-1-3

入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること（レベル1）。

#### 解釈指針7-1-3-1

入学者選抜において、評価対象大学院を設置している大学の主として臨床心理を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと、入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

#### 基準7-1-4

入学者選抜に当たっては、評価対象大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること（レベル1）。

#### 解釈指針7-1-4-1

入学者選抜に当たっては、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、

表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

#### 解釈指針 7-1-4-2

入学者選抜に当たっては、学生の質を確保するために、厳正な筆記試験、面接試験等を実施し、総合的に判断を行うこと。

#### 基準 7-1-5

入学者選抜に当たって、多様な経験を有する者を入学させるように努めていること（レベル2）。

#### 解釈指針 7-1-5-1

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。

## 項目 7-2 収容定員と在籍者数

### 基準 7-2-1

在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないようにすること（レベル1）。

#### 解釈指針 7-2-1-1

基準 7-2-1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の2倍の数をいう。また、同基準に規定する在籍者には、留年者及び休学者を含む。

#### 解釈指針 7-2-1-2

在籍者数が収容定員を上回った場合は、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。3年間連続して収容定員の110%をオーバーする状態がないようにすること。

### 基準 7-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないように努めていること（レベル2）。

#### 解釈指針 7-2-2-1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。3年間連続して入学定員の90%を下回る状態がないようにすること。

## 第8章 教員組織

### 項目8-1 教員の資格と評価

#### 基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること（レベル1）。

#### 解釈指針8-1-1-1

教育上必要な教員を置くにあたっては、年齢構成、専門分野のバランスが取れるようにするとともに、教育の質を保つために教授の数を1/2以上とすること。

#### 解釈指針8-1-1-2

臨床心理分野の科目（隣接科目を除く）を担当する教員は、臨床心理士であること。

#### 基準8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力及び社会的・職業的倫理意識があると認められる者が、専任教員として置かれていること（レベル1）。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

#### 解釈指針8-1-2-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する臨床心理学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。

#### 解釈指針8-1-2-2

基準8-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動についても自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていることが望ましい。

#### 解釈指針8-1-2-3

基準8-1-2に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士後期課程の専任教員（全員）、学部の基幹教員（必要専任教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内）を兼ねることができる。また、専門職大学院を設置してから5年間を経過するまでに限り、修士課程、博士課程前期、他の専門職学位課程の専任教員についても、必要専任教員数のうち算定の基礎と



なる修士課程の必要教員数までの範囲内で、当該専門職大学院の専任教員を兼ねることができる。

#### 解釈指針 8-1-2-4

実務家教員の採用にあたっては、実務領域の多様性の確保に配慮し、臨床心理実務の経験を重視すること。

## 項目 8-2 専任教員の担当授業科目の比率

### 基準 8-2-1

教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）については、原則として、専任教授又は准教授が配置されていること（レベル1）。

### 解釈指針 8-2-1-1

基準 8-2-1 に掲げる授業科目の概ね 9 割以上が、専任教員によって担当されていること。

### 項目 8-3 教員の教育研究環境

#### 基準 8-3-1

教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられるように努めていること（レベル2）。

#### 解釈指針 8-3-1-1

各専任教員の授業負担は、高い教育の質を保つために、研究科及び学部等を通じて、多くとも年間26単位以下とし、20単位以下にとどめられていることが望ましい。

#### 基準 8-3-2

専任教員には、教育上及び研究上の職務を遂行するのに欠かせない心理臨床活動の時間が確保され、それが業績として評価されていること（レベル1）。

#### 基準 8-3-3

専任教員には、その教育上、研究上及び管理上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるように努めていること（レベル2）。

#### 基準 8-3-4

専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること（レベル1）。

#### 解釈指針 8-3-4-1

職員とは、助手、専門職員等のことである。

## 第9章 管理運営等

### 項目9-1 管理運営の独自性

#### 基準9-1-1

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営体制を有していること（レベル1）。

#### 解釈指針9-1-1-1

評価対象大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「大学院の運営に関する会議」という）が置かれていること。

#### 解釈指針9-1-1-2

教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

#### 基準9-1-2

管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、配置された職員の研修が行われていること（レベル1）。

#### 解釈指針9-1-2-1

管理運営のための事務体制及び職員の配置は、評価対象大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであること。

#### 解釈指針9-1-2-2

職員においても、教育活動等の運営に必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント／SD）の機会を設けていること。

#### 基準9-1-3

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること（レベル1）。

#### 解釈指針9-1-3-1

評価対象大学院の設置者が、評価対象大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

#### 解釈指針9-1-3-2

評価対象大学院の設置者が、評価対象大学院において生じる収入又は評価対象大学院の運営のために提供された資金等について、評価対象大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

## 項目 9-2 自己点検評価

### 基準 9-2-1

教育水準の維持向上を図り、専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら自己点検評価を行い、その結果を公表していること（レベル1）。

### 基準 9-2-2

自己点検評価を行うに当たっては、その趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、責任ある実施体制が整えられていること（レベル1）。

#### 解釈指針 9-2-2-1

教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置するよう努めていること。

### 基準 9-2-3

自己点検評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、適切な体制が整えられていること（レベル1）。

#### 解釈指針 9-2-3-1

自己点検評価においては、評価対象大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等について示されていることが望ましい。

### 基準 9-2-4

自己点検評価の結果について、第三者による検証を行うよう努めていること（レベル2）。

#### 解釈指針 9-2-4-1

自己点検評価に対する検証を行う者については、臨床心理実務に従事し、専門職大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を中心とすること。

## 項目 9-3 情報の公示

### 基準 9-3-1

教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること（レベル1）。

### 基準 9-3-2

教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること（レベル1）。

#### 解釈指針 9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 教育目的
- (2) 教育上の基本組織及び教員組織
- (3) 入学者選抜、収容定員及び在籍者数
- (4) 教育内容及び教育方法
- (5) 学内及び学外実習施設における実習
- (6) 学生の支援体制
- (7) 成績評価及び修了認定
- (8) 教育内容及び教育方法の改善措置
- (9) 修了者の臨床心理士資格試験の合格状況
- (10) 修了者の進路及び活動状況

## 項目 9-4 情報の保管

### 基準 9-4-1

認証評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること（レベル1）。

#### 解釈指針 9-4-1-1

「認証評価の基礎となる情報」には、基準 9-2-1 に規定する自己点検評価に関する文書並びに基準 9-3-2 に規定する公表に係る文書を含む。

#### 解釈指針 9-4-1-2

自己点検評価及び認証評価に用いた情報並びにその原資料については、評価を受けた年から5年間を保管期間として、適切に保管されていること。

#### 解釈指針 9-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、該当する情報及び原資料を、現状のまま何ら改変を加えず、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 項目10-1 施設の整備

#### 基準10-1-1

評価対象大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他専門職大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること（レベル1）。

#### 解釈指針10-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、評価対象大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

#### 解釈指針10-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていること。非常勤職員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保すること。

#### 解釈指針10-1-1-3

教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されていること。

#### 解釈指針10-1-1-4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。

#### 解釈指針10-1-1-5

学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

#### 解釈指針10-1-1-6

図書館等を含む各施設は、評価対象大学院の専用であるか、又は、評価対象大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。



## 項目 1 0-2 設備及び機器の整備

### 基準 1 0-2-1

各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること（レベル1）。

#### 解釈指針 1 0-2-1-1

基準 1 0-2-1 でいう「設備及び機器」とは以下のようなものである。

- (1) 設備：情報機器室、自習室、資料室等
- (2) 情報機器：文書作成用 P C、統計処理用 P C 及び統計ソフトウェア、ネットワーク接続用 P C、プリンタ、デジタルカメラ、複写機、印刷機、プロジェクタ、スクリーン、録音・録画機器等
- (3) 情報管理用設備・機器：書類保管庫、シュレッダー等
- (4) 心理検査・用具：知能検査、発達検査、深層心理検査（ロールシャッハ・テスト、T A T 等）、質問紙検査（MMP I 等）、箱庭療法用具等

## 項目 1 0-3 図書館の整備

### 基準 1 0-3-1

専門職大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること（レベル1）。

#### 解釈指針 1 0-3-1-1

図書館は、評価対象大学院の専用（分室等）であるか、又は、評価対象大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

#### 解釈指針 1 0-3-1-2

図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

#### 解釈指針 1 0-3-1-3

図書館の職員は、司書の資格あるいは臨床心理情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

#### 解釈指針 1 0-3-1-4

図書館には、その専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

#### 解釈指針 1 0-3-1-5

図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

#### 解釈指針 1 0-3-1-6

図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

#### 解釈指針 1 0-3-1-7

図書館には、その専門職大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

#### 解釈指針 1 0-3-1-8

図書館には、臨床事例研究が掲載された専門家向けの学術雑誌など、関係者のプライバシー保護の観点からみて一般利用者に無条件に公開することになじまない図書や資料を適切に管理するために必要な設備と体制が整えられていること。

### Ⅲ 認証評価の組織と方法等

#### 1 認証評価の組織

##### 1-1

協会は、次の評価組織により専門職大学院の評価を実施する。

##### (1) 認証評価委員会

専門職大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び臨床心理分野関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される認証評価委員会は、協会が実施する専門職大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

ア 評価項目及び基準その他評価に必要な事項の制定、改訂及び変更

イ 認証評価報告書の作成

##### (2) 判定委員会及び判定評価チーム

認証評価委員会の下に判定委員会を置き、判定委員会の下に、認証評価を申請する専門職大学院ごとに、判定評価チームを設置する。

判定評価チームは、評価対象大学院の書類審査及び訪問調査を実施し、認証評価報告書（一次案）を作成する。この認証評価報告書（一次案）を評価対象大学院に送付し、評価対象大学院の意見を踏まえた字句修正等を行った上で認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成する。これと関連資料をもとにして、判定委員会は認証評価報告書（案）を作成し、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、協会理事会が認証評価報告書を決定する。

##### 1-2

認証評価委員会、判定委員会の委員は、自己の関係する大学に関する事業については、その議事の議決に加わることはできないこととする。

評価対象大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、判定評価チームの構成員に選任しないこととする。

##### 1-3

協会は、協会が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断に基づく信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法について十分な研修を実施する。

## 2 認証評価の方法等

### 2-1

認証評価の手順は次のとおりとする。

(1) 評価対象大学院の自己点検評価報告書等を踏まえ、協会の評価項目・評価基準に基づいて、教育活動等の状況を分析し、その結果を踏まえて各基準を満たしているかどうかの判断等を行う。

(2) (1)の結果に基づき、認証評価基準に適合しているか否かの認定をする。

(3) 認証評価基準に基づいて、臨床心理士養成の基本理念及び評価対象大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

### 2-2

認証評価は、書類審査及び訪問調査により実施する。

書類審査は、評価対象大学院が作成する自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書の分析等により実施される。

訪問調査は、判定評価チーム構成員が評価対象大学院を訪問し、現地での視察、関係者からの聴取等により確認が必要な内容等を中心に調査を実施する。

### 2-3

判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）は評価対象大学院に送付し、その内容等に対する意見を申し立てる機会を設ける。

認証評価報告書の確定及び公表後、その内容について評価対象大学院が異議を申し立てる機会を設ける。

異議の申し立てがあった場合は、申し立て審査委員会が審査を行い、その報告を受けて認証評価委員会が異議申し立ての可否を判断する。

### 2-4

協会は、認証評価結果を認証評価報告書としてまとめ、評価対象大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、刊行物及び協会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

認証評価結果公表の際には、評価の透明性を確保するため、評価対象大学院から提出された自己点検評価報告書（別添で提出された資料・データ等を除く。）を協会のウェブサイトに掲載する。

### 3 認証評価の時期

#### 3-1

協会は、毎年度1回、別に定める様式に従い提出された認証評価申請の受付を行い、当該評価申請に基づいて認証評価を実施する。

なお、協会は、認証評価申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該専門職大学院の評価を実施する。

#### 3-2

専門職大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内ごとに次の評価を受けるものとする。

## 4 教育課程又は教員組織の変更への対応

### 4-1

協会認定臨床心理分野専門職大学院を置く大学は、基準9-3-2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、年次報告書として、次回の評価までの間、毎年度、協会へ提出するものとする。

なお、協会は、年次報告書の提出がない場合には、その旨を公表するものとする。

### 4-2

協会認定臨床心理分野専門職大学院を置く大学は、教育課程又は教員組織に変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更についてすみやかに協会に届け出るものとする。

### 4-3

協会は、協会認定臨床心理分野専門職大学院の教育課程又は教員組織の変更の届け出があった場合は、その内容について審議する。

審議の結果、次の評価を待たずに評価項目の全部もしくは一部について再評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨を当該大学院を置く大学に通知し、再評価を実施する。

また、再評価の実施にかかわらず、協会は当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じることとする。

## 5 情報公開

### 5-1

協会は、認証評価の評価項目及び評価基準、評価方法、認証評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条の第1項に規定する事項を公表するとともに、その他、認証評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により情報公開に努めるものとする。

## 6 評価項目・評価基準の改訂等

### 6-1

協会は、専門職大学院関係者、臨床心理分野関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、認証評価の評価項目・評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価項目・評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に専門職大学院関係者及び臨床心理分野関係者へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、認証評価委員会で審議し決定する。

なお、認証評価の評価項目・評価基準等が改訂される場合には、相当の周知期間を置き、専門職大学院の理解や自己点検評価の便宜等に配慮するものとする。



## 7 認証評価手数料

### 7-1

認証評価を申請した大学院は、別に定める認証評価手数料を納付しなければならない。

### 7-2

認証評価報告書確定後の再審査・部分審査等の場合の手数は、別に定めるところによる。

(資料3)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程  
認証評価に関わる手続規則

制定：平成20年 9月12日  
改正：平成21年 3月21日  
改正：平成21年12月13日  
改正：平成25年 4月 1日  
改正：令和 4年 5月22日

(目的)

第1条 本規則は「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程」、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程」、「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程」及び同規程の細則、並びに「臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程」に基づき、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という）による臨床心理分野の大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）の認証評価事業を公平かつ円滑に実施するため、認証評価の手続に関わる必要な事項を定めるものである。

(認証評価の着手)

第2条 協会の認証評価を受けようとする専門職大学院は、原則として認証評価を受ける前年度の9月末日までに認証評価を申請するものとする。

(認証評価のプロセス)

第3条 協会の認証評価は、以下のプロセスにより行う。

- ① 評価実施スケジュールの決定  
協会と評価対象の専門職大学院（以下「評価対象大学院」という）は、評価対象大学院に対する認証評価実施の全体的なスケジュールについて協議し、双方の合意に基づいて日程を定める。
- ② 研修会の開催  
判定委員会は、評価対象大学院と判定委員、判定評価チーム委員を対象に認証評価実施に関する研修会を実施する。
- ③ 判定評価チーム委員の選任  
認証評価委員会は、評価対象大学院を担当する判定評価チームを構成する判定委員及び有識者委員の候補者を理事会に推薦し、理事会が選任する。
- ④ 自己点検評価報告書及び関連資料の提出  
評価対象大学院は、自己点検評価報告書及び認証評価のために必要とされる関連資料を作成し、評価実施年度の6月末日までに協会に提出しなければならない。
- ⑤ 書類審査と事前確認事項一覧表の送付  
判定評価チームは、提出された自己点検評価報告書及び関連資料の分析・検討を行い、評価のために確認や視察が必要な事項を取りまとめ、事前確認事項一覧表を作成して評価対象大学院に送付する。
- ⑥ 事前確認事項一覧表への回答書の提出  
評価対象大学院は、事前確認事項一覧表に記載された事項について補足説明や

質問への回答を記載した事前確認事項回答書を、協会を通して判定評価チームに提出する。

- ⑦ 判定評価チームによる訪問調査  
上記書類審査終了後、判定評価チームによる訪問調査（1日ないし2日間）を行う。
- ⑧ 認証評価報告書（一次案）の作成  
判定評価チームは、自己点検評価報告書、関連資料、事前確認事項回答書、訪問調査の結果に基づき、認証評価報告書（一次案）を作成する。
- ⑨ 評価対象大学院への認証評価報告書（一次案）の送付と意見申し立ての機会提供  
判定評価チームは、認証評価報告書（一次案）を評価対象大学院に送付する。評価対象大学院は認証評価報告書（一次案）に対して意見がある場合、認証評価報告書（一次案）受領後30日以内に協会に書面で提出することができる。  
判定評価チームは評価対象大学院の意見を参考にして、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成する。
- ⑩ 認証評価報告書の作成  
判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、自己点検評価報告書、及び関連諸資料を総括し、認証評価報告書（案）を作成する。この認証評価報告書（案）を基に、判定委員会及び認証評価委員会の議を経て、協会理事会において認証評価報告書を決定する。  
認証評価報告書には、まず認証評価結果としての「適合している」「適合していない」を記載するとともに、その根拠を含め、評価基準に則した具体的な分析内容を記述し、全体評価を総括する。  
さらに、評価基準の10章それぞれについて、長所として特記すべき事項、今後の改善が期待される事項、問題点として指摘すべき事項及び改善を勧告すべき事項を具体的に記述する。

#### （認証評価報告書の送付及び公表）

第4条 協会は、認証評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

- ① 協会は、認証評価報告書を評価対象大学院に送付して通知する。
- ② 協会は、認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。
- ③ 協会は、認証評価報告書を刊行物及び協会のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

#### （異議申し立て手続）

第5条 評価対象大学院は認証評価報告書受領後14日以内に、協会に対して異議申し立てを行うことができる。

- 2 前項の異議申し立ては、異議事由を記載した書面を協会に送付することによって行う。
- 3 異議事由は、以下の各号記載のものとする。
  - ① 総合評価の不適合について
  - ② 分野別評価の不適合について
  - ③ 分野別評価の多段階評価について
  - ④ 個別の評価基準に対する不適合について
  - ⑤ 評価結果に影響を及ぼす評価実施上の事由について
  - ⑥ 評価結果に影響を及ぼす評価の前提たる事実認定について

(申し立て審査委員会による異議申し立ての審査)

第6条 申し立て審査委員会は、評価対象大学院からの異議申し立てを審査し、審査結果報告書を認証評価委員会へ提出する。

- 2 審査結果報告書には、審査の結論及び理由を記載する。
- 3 申し立て審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは判定評価チームに対して再調査を命ずることができる。
- 4 申し立て審査委員会は、必要に応じ、評価対象大学院、判定評価チームの代表者等からの意見聴取を行うことができる。

(認証評価委員会による異議申し立ての審理)

第7条 認証評価委員会は、申し立て審査委員会の作成した審査結果報告書を踏まえて審理し、以下の各号のいずれかの結論を示して評価対象大学院の異議申し立ての可否を判断する。

- ① 異議を不相当として却下する。
- ② 異議を相当として、認証評価委員会で認証評価報告書を修正する。
- ③ 異議を相当として、判定委員会・判定評価チームに再評価を命じる。
- 2 前項3号の再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。
- 3 認証評価委員会は、必要と認めた場合には、申し立て審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

(判定委員会・判定評価チームによる修正評価報告書の作成と認証評価委員会による審理)

第8条 判定委員会・判定評価チームは、認証評価委員会の再評価命令がなされた場合には、再評価を行い、修正評価報告書を作成する。

- 2 判定委員会・判定評価チームは、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。
- 3 修正評価報告書の内容は、認証評価委員会の再評価命令の内容に拘束される。
- 4 認証評価委員会は、判定委員会・判定評価チームの作成した修正評価報告書について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。
  - ① 修正評価報告書が適当であるとして承認する。
  - ② 修正評価報告書を修正する。
- 5 認証評価委員会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば申し立て審査委員会、評価対象大学院等からの意見聴取を行うことができる。

(修正認証評価報告書の決定)

第9条 認証評価委員会は、次のいずれかにより、修正認証評価報告書(案)を作成する。

- ① 認証評価委員会が、認証評価報告書を修正して修正認証評価報告書(案)を作成する。
- ② 認証評価委員会が、その再評価命令に基づく判定委員会・判定評価チームの修正評価報告書を承認し、又はこれを修正して別途修正認証評価報告書(案)を作成する。
- 2 修正認証評価報告書(案)には、第7条の異議申し立ての内容を付記する。
- 3 修正認証評価報告書(案)に基づき、協会理事会の議を経て修正認証評価報告書を決定する。

(修正認証評価報告書の送付及び公表)

第10条 協会は、理事会によって修正認証評価報告書が決定されたときは、次に定める事項を行う。

- ① 協会は、修正認証評価報告書を評価対象大学院に送付して通知する。
- ② 協会は、修正認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告する。
- ③ 協会は、修正認証評価報告書を刊行物及び協会のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

(評価後の変更への対応)

第11条 評価対象大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次回の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を協会に通知しなければならない。

- 2 協会は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した認証評価に当該事項を付記する等の措置を講ずる。この際、協会が、評価項目の全部もしくは一部について再評価の必要があると判断した場合には、評価対象大学院を置く大学に通知し、再調査を実施する。

(年次報告書)

第12条 前条第1項に定めるほか、評価対象大学院は、協会の指定した事項に関する年次報告書を本協会に提出しなければならない。

- 2 年次報告書は毎年5月1日現在の状況について記載し、同年5月末日までに提出するものとする。

(評価の周期)

第13条 評価対象大学院は、開設の日から5年以内に評価を受け、評価後、5年を経過するまでに次回の評価を受けるものとする。

なお、協会が認証評価報告書において期日を定めて評価項目の全部もしくは一部について再評価を受けることを求めた場合には、評価後の経過年数にかかわらず、評価対象大学院は、これに応じなければならない。

- 2 評価対象大学院は、前項本文にかかわらず、必要に応じて、どの時点においても、評価項目の一部について認証評価の実施を求めることができる。但し、当該項目の認証評価の具体的な実施時期等については、評価対象大学院と協会とで協議し、双方の合意の上で日程を定めるものとする。

(評価項目及び評価基準の決定と変更)

第14条 協会は、認証評価に関わる評価項目及び評価基準を決定又は、変更する場合には、公正性及び透明性を確保するため、当該項目・基準の検討段階において事前に原案を公表すると共に、原案を専門職大学院、関係団体へ送付し、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

- 2 協会は、評価項目及び評価基準を変更したときは、変更後すみやかに専門職大学院及び関連機関に送付して通知する。
- 3 変更後の評価項目・評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に評価対象大学院が作成する自己点検評価報告書に係る認証評価に対して適用される。但し、評価対象大学院が同意した場合には、変更後の評価項目・評価基準を、年度を繰り上げて適用することができる。

(認証評価手数料及び納入の時期と方法)

第15条 認証評価の手数料は1回につき3,000,000円(消費税を除く)とする。

- 2 認証評価を申請した大学院は、自己点検評価報告書を提出する時点までに手数料を一括して納入するものとする。
- 3 納入の方法は協会が指定する銀行口座への振込みとし、振込手数料等の諸費用は申請大学院が負担するものとする。
- 4 認証評価報告書確定後の再審査・部分審査等の手数料については別に定める。

(公表事項及び変更事項の届出)

第16条 協会は、以下の各号に定める事項を協会のウェブサイトに掲載する等の方法により公表すると共に、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

- ① 名称及び事務所の所在地
- ② 役員の氏名
- ③ 評価の対象
- ④ 大学評価基準及び評価方法
- ⑤ 評価の実施体制
- ⑥ 評価の結果の公表の方法
- ⑦ 評価の周期
- ⑧ 評価に係る手数料の額

附 則 本規則は、協会理事会が平成20年9月12日に制定し、協会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附 則 本規則は、平成21年3月21日に改正し、協会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附 則 本規則は、平成21年12月13日に改正した。

附 則 本規則は、平成25年4月1日に改正した。

附 則 本規則は、令和4年5月22日に改正した。

(資料4)

## 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 認証評価審査規程

制定：平成20年 5月10日

改正：平成21年 3月21日

改正：平成25年 4月 1日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「本協会」という）は、本協会定款第3条及び第4条第1項（3）の規定に基づき、この規程を定める。

(目的)

第1条 この規程は、本協会の目的を達成するための事業の一環として、本協会が学校教育法第110条に定める文部科学大臣の認証を受けて、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）における教育研究活動等の評価を行う機関となり、当該認証評価事業に係る審査の公正と、手続の適正な運用を期することを目的とする。

(認証評価委員会)

第2条 前条の目的を達成するために、理事会のもとに、専門職大学院の認証評価事業の基本的事項を審議するための認証評価委員会を置く。

2 認証評価委員会については、別に定める。

(判定委員会)

第3条 認証評価委員会のもとに、認証評価報告書を作成するための判定委員会を置く。

2 判定委員会については、別に定める。

(申し立て審査委員会)

第4条 認証評価に関する判定に対し異議の申し立てがあった場合の審査機関として、認証評価委員会のもとに、申し立て審査委員会を置く。

2 申し立て審査委員会については、別に定める。

(事務の所管)

第5条 認証評価に関する事項の事務については、本協会の事務局が所管する。

(守秘義務)

第6条 本協会の役員、認証評価に関わる各種委員会の構成員及び事務局員は、認証評価事業の遂行により知り得た専門職大学院及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、第1条の認証評価事業の実施・公表のために必要であると認められた場合を除く。

(評価手数料等)

第7条 評価に関して専門職大学院から徴収する評価手数料等については、理事会で定める。

(事業報告)

第8条 認証評価委員会は、毎事業年度の始めから2か月以内に、前年度事業に係る活動報告書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

(事業年度)

第9条 認証評価事業の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第10条 この審査規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本規程は、平成20年5月10日より施行する。

2 初年度の事業年度の開始日は、第9条の規定にかかわらず、施行日からとする。

附 則 本規程は、平成21年3月21日より施行する。

附 則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。



(資料5)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程  
認証評価委員会規程

制定：平成20年 5月10日

改正：平成20年 9月12日

改正：平成21年 1月25日

改正：平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「本協会」という）が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程（以下「専門職大学院」という）認証評価審査規程第2条の規定に基づき、認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 認証評価委員会は、以下の職務を行う。

- (1) 評価項目及び評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項
- (2) 評価実施要項・評価手続等、評価の実施に関する事項、その他認証評価事業の実施に関する事項
- (3) 専門職大学院との認証評価委託契約等、認証評価事業に関する契約の締結
- (4) 認証評価報告書の審議
- (5) 判定委員、申し立て審査委員の推薦
- (6) 認証評価報告書に対する専門職大学院からの異議申し立てに関する事項
- (7) 専門職大学院に係る認証評価審査規程、認証評価委員会規程、判定委員会規程及び申し立て審査委員会規程の改正に関する事項
- (8) その他、理事会から委託された事項

(構成)

第3条 認証評価委員会は、10名の委員をもって構成する。

(認証評価委員の選任)

第4条 認証評価委員は、理事会において選任する。

(任期)

第5条 認証評価委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された認証評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第6条 認証評価委員会には、委員長1名及び副委員長2名を置く。これらは、認証評価委員の互選により選出し、理事会の承認を得る。
- 2 認証評価委員長は、認証評価事業を統括し、これを代表する。
  - 3 認証評価委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

(認証評価委員会の開催)

- 第7条 認証評価委員会は、原則として毎年1回以上開催する。
- 2 ただし、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、臨時に認証評価委員会を開催する。
    - (1) 認証評価報告書に対する専門職大学院からの異議を審理する必要があるとき
    - (2) 本協会会長又は認証評価委員長が必要と認めたとき
    - (3) 認証評価委員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
  - 3 前項(1)の異議の審理は、専門職大学院認証評価審査規程第4条に定める申し立て審査委員会の異議審査書が認証評価委員会に提出された後に行われる。

(召 集)

- 第8条 認証評価委員会は、認証評価委員長が召集する。

(議 長)

- 第9条 認証評価委員会の議長は、認証評価委員長が務めるものとする。

(定足数)

- 第10条 認証評価委員会は、認証評価委員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議 決)

- 第11条 認証評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した認証評価委員の3分の2以上をもって決する。
- 2 認証評価委員は、その所属し、又は利害関係を有する専門職大学院に関する議事に参加することはできない。

(書面表決)

- 第12条 やむを得ない理由のため認証評価委員会に出席できない認証評価委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その認証評価委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第13条 認証評価委員会の議事については、議事録を作成する。

(認証評価委員会運営細則)

第14条 認証評価委員会は、その運営に関して、認証評価委員会運営細則を別に定めることができる。

(改正)

第15条 この認証評価委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本規程は、平成20年5月10日より施行する。

附 則 本規程は、平成20年9月12日より施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、認証評価委員会発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年3月31日までとする。

附 則 本規程は、平成21年1月25日より施行する。

附 則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

(資料6)

## 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 判定委員会規程

制定：平成20年 5月10日

改正：平成20年 9月12日

改正：平成21年 1月25日

改正：平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程(以下「専門職大学院」という)認証評価審査規程第3条の規定に基づき、判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 判定委員会は、以下の職務を行う。

- (1) 専門職大学院から提出された自己点検評価報告書の審査
- (2) 専門職大学院の实地視察
- (3) 認証評価報告書(案)の作成
- (4) その他、認証評価委員会から委託された事項

(構成)

第3条 判定委員会は、判定委員及び幹事をもって構成する。判定委員の人数及び幹事については、別に定める。

- 2 評価申請のあった専門職大学院ごとに、判定評価チームを編成する。判定評価チーム委員の構成は、別に定める。
- 3 幹事は判定委員長が任免し、委員長の指示に従い、委員会の庶務を分担するものとする。

(判定委員及び判定評価チーム委員の選任)

第4条 判定委員及び判定評価チーム委員は、理事会において選任する。

(任期)

第5条 判定委員及び判定評価チーム委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された判定委員及び判定評価チーム委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 判定委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。これらは、判定委員の互選により決定する。

2 判定委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

(開 催)

第7条 判定委員会は、必要に応じて開催する。

(召 集)

第8条 判定委員会は、判定委員長が召集する。

(議 長)

第9条 判定委員会の議長は、判定委員長が務めるものとする。

(定足数)

第10条 判定委員会は、判定委員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議 決)

第11条 判定委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した判定委員の3分の2以上をもって決する。

2 判定委員及び幹事は、その所属し、又は利害関係を有する専門職大学院に関する議事に参加できない。

(議事録)

第12条 判定委員会の議事については、議事録を作成する。

(判定委員会運営細則)

第13条 判定委員会は、その運営に関して、別途、判定委員会運営細則を設けることができる。

(改 正)

第14条 この判定委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本規程は、平成20年5月10日より施行する。

附 則 本規程は、平成20年9月12日より施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、判定委員会及び判定評価チーム発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年3月31日までとする。

附 則 本規程は、平成21年1月25日より施行する。

附 則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

(資料7)

## 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程 申し立て審査委員会規程

制定：平成20年 5月10日

改正：平成20年 9月12日

改正：平成21年 1月25日

改正：平成25年 4月 1日

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程(以下「専門職大学院」という)認証評価審査規程第4条の規定に基づき、申し立て審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職 務)

第2条 申し立て審査委員会は、専門職大学院からの異議申し立てについて、それが理由があるものか、妥当なものか否かを審理し、審査結果を認証評価委員会に報告する。

(構 成)

第3条 申し立て審査委員会は、委員6名で構成する。

(申し立て審査委員の選任)

第4条 申し立て審査委員は、理事会において選任する。

2 申し立て審査の対象となる専門職大学院に所属し、又は利害関係を有する者は、当該専門職大学院の申し立て審査に加わることはできない。

(任 期)

第5条 申し立て審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された申し立て審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 申し立て審査委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を定める。

2 申し立て審査委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

(開 催)

第7条 当該専門職大学院から評価報告書に対して異議の申し立てが出された場合は、申し立て審査委員会に付託し、委員会を開催する。

(召 集)

第8条 申し立て審査委員会は、申し立て審査委員長が召集する。

(議 長)

第9条 申し立て審査委員会の議長は、申し立て審査委員長がこれを行う。

(定足数)

第10条 申し立て審査委員会は、申し立て審査委員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議 決)

第11条 申し立て審査委員会の議事は、出席し議事に参加した申し立て審査委員の3分の2以上をもって決する。

(申し立て審査報告書の作成)

第12条 申し立て審査委員会は、審議の結果について申し立て審査報告書を作成し、認証評価委員会に提出するものとする。

(申し立て審査委員会運営細則)

第13条 申し立て審査委員会は、その運営に関して、別途、申し立て審査委員会運営細則を設けることができる。

(改 正)

第14条 この申し立て審査委員会規程の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本規程は、平成20年5月10日より施行する。

附 則 本規程は、平成20年9月12日より施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、申し立て審査委員会発足当初の委員の任期は、その就任日より平成23年3月31日までとする。

附 則 本規程は、平成21年1月25日より施行する。

附 則 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

(資料8)

臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程  
判定委員会細則

制定：平成20年 9月12日

改正：平成21年 1月25日

改正：平成25年 4月 1日

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程第3条第1項及び第2項の規定に基づき、この細則を定める。

(判定委員会の構成)

第1条 判定委員は、当分の間、15名以内とする。

2 幹事は、当分の間、若干名とする。

(判定評価チームの構成)

第2条 判定評価チームは、1チームにつき、判定委員及び有識者等の6名で構成する。

2 判定評価チームに、主査及び副査を置く。

(改正)

第3条 この判定委員会細則の改正は、認証評価委員会の発議に基づき、理事会においてこれを行う。

附 則 本細則は、平成20年9月12日より施行する。

附 則 本細則は、平成21年1月25日より施行する。

附 則 本細則は、平成25年4月 1日より施行する。



---

臨床心理分野専門職大学院  
令和6年度認証評価報告書

令和7(2025)年3月28日発行

発行者 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-5 湯島D&Aビル 3階

TEL 03-3817-0020 FAX 03-3817-5858

URL <http://www.fjcbcp.or.jp/>

---